

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1001	10011010	自家用貨物自動車の車検特区	北海道内で農業用で使用する自家用貨物自動車の車検期間の延長	北海道内において農業用でしようしている自家用貨物自動車については、特殊性を十分考慮し、特例として車検期間を延長し、自家用乗用自動車並みにすること	北海道農業はWTO体制の下で、米など農畜産物価格が下落を続ける中で厳しい経営環境に立たされており、生産資材や輸送コスト低減が強く求められています。とくに、経営規模の大きい本道農家は、最低でも一戸に一台以上の自家用貨物自動車を所有しておりますが、自家用貨物自動車の車検期間は1年間とされており、大きなコスト負担となっております。北海道は半年は冬期間で雪に覆われ、使用期間が極端に短く、本連盟の調査によりますと、道内の農家が所有する自家用貨物自動車の年間走行距離は、5,000キロ未満が全調査台数の85%を占めており、走行距離が極端に短い実態にあります。こうした走行距離や貨物用自動車の耐久性の著しく向上していることなどを踏まえ、車検期間の延長を図られてたい。	北海道	北海道農民連盟	北海道における自家用貨物自動車の車検期間延長	貨物用自動車の耐久性が著しく向上している中で、北海道において農業用で使っている自家用貨物自動車については、冬期間が長く使用期間が極端に短いなどの特殊性を十分考慮し、特例として車検期間を延長し、自家用乗用車なみにするよう規制緩和すること。
1013	10131010	港湾法の変更または解除	港湾法の工業港区の解除またはマリーナ港区への変更(港湾法 第39条)	マリーナの設置	港湾法第39条では分区としてマリーナも含まれるが、その区域全体が30年も利用されていない(バブル期に置いて未利用)のにもかかわらず分区の違いで利用できないのが土地を有効利用する障害になっていると考えられる。本プロジェクトはH17年2月に港湾管理者に利用に付いて申請を行なったが明確な不許可理由の回答は得られなかった。(添付資料2-ロー1)したがって、特区申請にたよざるおえなかった。 本来港湾法では私企業と競合する事業を国が行う事は禁止されている(第13条私企業への不干与等、港務局は、港湾運送業、倉庫業その他輸送及び保管に関連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならない。)同区内において民間のマリーナが経営を行なっており、小型船舶の保管についてポートパークを国が行なうことは第13条に抵触する可能性もあると思われる。 現在では重工業が衰退しているため、今後も現在の分区での利用が望めないのは明確で(ポートアイランドでも分区は変更済み)あり、分区が容易に変更できなければ港湾内の多くの遊休地利用が妨げられ日本にとって大きな損失となると考えられる。	兵庫県	個人	気軽に海とふれあうことができる開かれたマリーナプロジェクト	全国でマリーナを経営されたい方はいるのにマリーナに適した民間の用地は無く、港湾内の許可は出ないため断念されています。本来小型船舶の係留と保管は港湾の目的であるはずですが、マリーナが少なく高額所得者を目的とした大型マリーナしか建設許可が出ないため不法係留船が増え多くの問題が発生しました。現在、多くの港湾は重工業の誘致も無く空いているため、マリーナの建設ができれば不法係留船問題も多くの税金を投入することなく解決できます。住民、業界にオープンなマリーナの建設を提案します。これは全国の港湾へ展開可能でマリンスポーツの発展に貢献できます。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1013	10131020	公共埠頭(工業用地)の解除または変更	公共埠頭内工業用地の借地許可、工事許可(港湾法第37条他)	マリーナの設置	<p>港湾法第39条では分区としてマリーナも含まれるが、その区域全体が30年も利用されていない(バブル期に置いて未利用)のにもかかわらず分区の違いで利用できないことが土地を有効利用する障害になっていると考えられる。本プロジェクトはH17年2月に港湾管理者に利用に付いて申請を行なったが明確な不許可理由の回答は得られなかった。(添付資料2-ロー1)したがって、特区申請にたよざるおえなかった。</p> <p>本来港湾法では私企業と競合する事業を国が行う事は禁止されている(第13条私企業への不干与等、港務局は、港湾運送業、倉庫業その他輸送及び保管に関連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならない。)同区内において民間のマリーナが経営を行なっており、小型船舶の保管についてポートパークを国が行なうことは第13条に抵触する可能性もあると思われる。</p> <p>現在では重工業が衰退しているため、今後も現在の分区での利用が望めないのは明確で(ポートアイランドでも分区は変更済み)あり、分区が容易に変更できなければ港湾内の多くの遊休地利用が妨げられ日本にとって大きな損失となると考えられる。</p>	兵庫県	個人	気軽に海とふれあうことができる開かれたマリーナプロジェクト	<p>全国でマリーナを経営されたい方はいるのにマリーナに適した民間の用地は無く、港湾内の許可は出ないため断念されています。本来小型船舶の係留と保管は港湾の目的であるはずで、マリーナが少なく高額所得者を目的とした大型マリーナしか建設許可が出ないため不法係留船が増え多くの問題が発生しました。現在、多くの港湾は重工業の誘致も無く空いているため、マリーナの建設ができれば不法係留船問題も多くの税金を投入することなく解決できます。住民、業界にオープンなマリーナの建設を提案します。これは全国の港湾へ展開可能でマリンスポーツの発展に貢献できます。</p>
1013	10131030	上下架設備設置、プレジャーボート一時係留棧橋の泊地内占用許可、工事許可	上下架設備設置に伴う、クレーン設置ならびにプレジャーボート一時係留棧橋設置用の泊地部占用許可、工事許可(港湾法第37条)	上下架用クレーン2基の設置ならびに棧橋の設置	<p>港湾法第39条では分区としてマリーナも含まれるが、その区域全体が30年も利用されていない(バブル期に置いて未利用)のにもかかわらず分区の違いで利用できないことが土地を有効利用する障害になっていると考えられる。本プロジェクトはH17年2月に港湾管理者に利用に付いて申請を行なったが明確な不許可理由の回答は得られなかった。(添付資料2-ロー1)したがって、特区申請にたよざるおえなかった。</p> <p>本来港湾法では私企業と競合する事業を国が行う事は禁止されている(第13条私企業への不干与等、港務局は、港湾運送業、倉庫業その他輸送及び保管に関連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならない。)同区内において民間のマリーナが経営を行なっており、小型船舶の保管についてポートパークを国が行なうことは第13条に抵触する可能性もあると思われる。</p> <p>現在では重工業が衰退しているため、今後も現在の分区での利用が望めないのは明確で(ポートアイランドでも分区は変更済み)あり、分区が容易に変更できなければ港湾内の多くの遊休地利用が妨げられ日本にとって大きな損失となると考えられる。</p>	兵庫県	個人	気軽に海とふれあうことができる開かれたマリーナプロジェクト	<p>全国でマリーナを経営されたい方はいるのにマリーナに適した民間の用地は無く、港湾内の許可は出ないため断念されています。本来小型船舶の係留と保管は港湾の目的であるはずで、マリーナが少なく高額所得者を目的とした大型マリーナしか建設許可が出ないため不法係留船が増え多くの問題が発生しました。現在、多くの港湾は重工業の誘致も無く空いているため、マリーナの建設ができれば不法係留船問題も多くの税金を投入することなく解決できます。住民、業界にオープンなマリーナの建設を提案します。これは全国の港湾へ展開可能でマリンスポーツの発展に貢献できます。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1020	10201010	流通業務団地造成事業の施行者に関する規制の緩和	流通業務市街地の整備を民間事業者が行えるようにする。	民間事業者の能力と資金を活用し、アジア太平洋地域で最も利便性が高く魅力的なサービスを産業立地競争力の阻害要因とならない水準のコストで提供できる国際総合物流拠点を整備し、地域経済の活性化並びに国内経済の発展に寄与する。	制度の現状では、流通業務市街地の整備(流通業務団地造成事業)施行者は地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に限定されている。近年の情報通信等の技術革新による物流ニーズの高度化、多様化及び環境問題といった社会情勢の変化や、激化するアジア主要国間との産業立地競争に対応するためには、民間事業者の能力と資金を活用したより効率的な物流拠点の整備や管理運営の推進、専門的な技術やノウハウの投入、弾力的な拠点経営等が求められており、これまでとは違う官民の適切な役割分担に基づいた新たな整備手法が必要と考えられる。	兵庫県	株式会社カヨー	神戸国際総合物流拠点構想	当該区域は兵庫県が推進整備する高速道6基幹軸の中心に位置し、我が国屈指の国際港である神戸港と関西主要3空港(関空、伊丹、神戸)と高速道路で結ばれた物流ネットワークの結節点となっています。ここへ民間事業者が管理・運営する総合保税地域を核とする内陸型国際総合物流拠点を整備し、内外の主要物流企業と製造業を中心とする荷主企業を集積させ、情報通信を駆使した高度な物流システムを協働で構築、実践することによって物流分野におけるコストの削減や近年問題となっている環境負荷の低減を実現させ、地域経済の活性化を通じて国内経済の発展を図ります。
1023	10231010	勝浦周遊航路における船員法等の適用除外	・勝浦港の区域内を越えた平水区域を運航する観光旅客船の航路に対して法規制(船員法等)の適用を除外する	・勝浦港の区域内を越えた平水区域を運航する観光遊覧船の円滑かつ効率的な利用。それによる観光産業への寄与。また、地元住民の交通手段のひとつとして地域に根付いた生活航路として活用	・勝浦港の区域内を越えた平水区域で、陸地沿いの定型航路のみを運航している本船と外洋を航海している船が同じ法律(船員法等)の適用を受けている。このため、必要な定員数の船員の乗船が義務付けられるため船を十分活用出来ていない。法適用による維持管理コストの負担は大きく、現在所有している船舶3隻の内1隻を係船することになっている。 また、平成17年9月に、那智勝浦町一太地町間の地元路線バスが廃止となる。それに伴い生活航路としての本船活用が期待されるため、その期待に応えることができる。 法規制の解除により、観光資源のひとつとして遊覧船事業を発展させ、生活の足として利用できるようにしたい。	和歌山県	紀の松島観光株式会社	旅客観光船の航路に対する船員法等の特例措置	紀伊半島南端において観光遊覧船事業(紀伊勝浦-太地間)を運営しているが、現在運航中の航路は平水区域を運航しているため、外洋を航海する船舶と同様の法規制が課されており。現在の運航状況は、3隻所有している船舶中2隻だけ稼働させ、残りの1隻を係船させている状態です。法律で規定されている定員を満たすには維持管理コスト上問題があり、規模を縮小している次第です。この法規制が無くなれば、港内と同じ扱いとなり、船員の乗船義務が無くなり、その日の客数に合わせて運航する船が選択可能となります。また、紀伊勝浦-太地間の路線バスが廃止となるため、代替の交通手段としての期待に応えることが出来るようになります。
1024	10241010	河川法並びに河川敷地許可準則に特例を設け、2級河川の一部に蓋がけをし、第三セクター方式で、駐車場、駐輪場を作れる特例の提案	規制を撤廃する提案である。河川法24条26条、河川敷地許可準則第2章第6、第7一項三号及び五号では現在河川の利用につき民間では参入できないが、これを民間で参入を可能とし、なおかつ第三セクター方式で運営すれば、公益的な事業を運営する事が出来る。	2級河川呑川、内川の一部に蓋がけをして駐車場、駐輪場を作りその利益で河川汚染の浄化の費用とする。これにより同時に蒲田駅周辺の無断駐輪を排除し通行の安全を確保するという、公共的な事業である。私と区、または都の第三セクター方式とし、2段階の浄水、汚濁の除去によって、河川の汚染をなくし、湾の汚れも綺麗になりかつ蒲田駅周辺の通行の安全を確保する。過去、河川敷地専用許可については、河川法24条、同26条、河川敷地許可準則第2章第6、第7一項三号及び五号の基準に適合せず、不許可処分。	2級河川呑川の汚染状況を改善するためには、その資金調達が必要となる。蒲田駅周辺の無断駐輪を排除しないと、交通の安全が確保できない。駐車場駐輪場を作ること、交通の安全が確保され、その資金によって呑川の汚染が改善される。法令の規制がある限り、土地の確保が難しいだけでなく多大な費用がかかり、ひいては使用負担が高くなり実現が不可能となる。東京湾に綺麗な水を注ぐ為に、呑川と内川の上に駐車場・駐輪場を設置して、蒲田駅前の違法駐輪を少しでも減らし、通行の邪魔にならないようにしたい。河川上に駐車場・駐輪場を作り、そこに屋根を葺いて太陽光発電をその上に利用する事ができる。	東京都	個人	(株)大田駐車場	2級河川呑川の汚染状況を改善するためには、その資金調達が必要となる。蒲田駅周辺の無断駐輪を排除しないと、交通の安全が確保できない。駐車場駐輪場を作ること、交通の安全が確保され、その資金によって呑川の汚染が改善される。法令の規制がある限り、土地の確保が難しいだけでなく多大な費用がかかり、ひいては使用負担が高くなり実現が不可能となる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1029	10291010	琵琶湖水辺プラットフォーム構想	琵琶湖は一級河川であり、河川法の適用を受けるものであるが、民間企業等が実施する新規の占用は認められないため、この規制を撤廃し、洗い場(橋げた)を復元しようとするものです。	訪れた方々が「ほっ」とする琵琶湖畔の原風景の再現を目指し、洗い場(橋げた)の復元を行い、これを琵琶湖の自然や環境学習の場としても利用することにより、当地域が以前の賑わいを取り戻し、地域経済の活性化が期待できると考えます。	琵琶湖は一級河川であり、河川法の適用を受けるものであるが、河川管理者の許可の審査基準である河川敷地占用許可準則により民間企業等の新規の占用は認められない。	滋賀県	滋賀県高島市	琵琶湖水辺プラットフォーム構想	ほんの少し前までは、琵琶湖はその湖畔に生活する者たちにとってまさに生活の一部でしたが、生活が便利になると同時に湖畔からは人の姿が消えてしまいました。こうした中で、訪れた方々が「ほっ」とする琵琶湖畔の原風景の再現を目指し、洗い場(橋げた)の復元とそれを利用した自然と環境の学習の場として考えているところですが、地元企業、旅館、ボランティア団体あるいはNPO法人等が実施する場合、琵琶湖は、一級河川であり河川法の適用を受けることから新たな占用については許可を得ることができません。このため、「琵琶湖水辺プラットフォーム構想」として提案するものです。
1036	10361010	バス車内での梯子等の使用に関する法令の制定	現在、バスの車内を改造して梯子等を設置することについて現行法では規制が無いので、乗客の安全確保のために構造上・運用上の法的基準を新たに設け、基準を満たして安全確保のできた車両の運行を認める。	寝台バスの運行時、二段式ベッド型座席の上段部分に乗り降りする際に使用する梯子に関する基準法令が現在無い為、保安上の理由により運輸局の許可が下りないというのが現状である。二段式ベッド型座席や梯子に関する構造上の強度確保や走行中は使用を禁ずるなどの措置を講じ、安全性を確保した場合は寝台バスの運用を許可していただきたい。そうすれば現在夜行バスの利用客は狭い座席で長時間過ごし、いわゆるエコミークラス症候群の危険性も指摘されている状況が改善出来る。加えて空港や新幹線の駅が近隣に無い、あるいはそれ程急がないという利用客に新たな交通サービスが提供でき、さらにバス業界の発展も期待できる。	中国運輸局広島陸運支局に保安基準適合に関する可否の問い合わせや国土交通大臣への陳情を行うなど、寝台バスの運行実現へと働きかけをしているが、現在、バスの車内を改造して梯子等を設置することについて、現行法では想定外のためか特に定めは無く、二段式ベッド型座席の乗り降りに梯子を利用する寝台バスの運行は許可されていないため。	広島県	中国バス株式会社	寝台バス運行構想	寝台バスの運行時、二段式ベッド型座席の上段部分に乗り降りする際に使用する梯子に関する基準法令が現在無い為、保安上の理由により運輸局の許可が下りないというのが現状である。二段式ベッド型座席や梯子に関する構造上の強度確保や走行中は使用を禁ずるなどの措置を講じ、安全性を確保した場合は寝台バスの運用を許可していただきたい。そうすれば現在夜行バスの利用客は狭い座席で長時間過ごし、いわゆるエコミークラス症候群の危険性も指摘されている状況が改善出来る。加えて空港や新幹線の駅が近隣に無い、あるいはそれ程急がないという利用客に新たな交通サービスが提供でき、さらにバス業界の発展も期待できる。
1040	10401010	自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いの緩和	平成16年12月1日から自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについて一定の規制緩和がなされたところであるが、補導パトロール車については、規制緩和の対象には入っていないので、更なる規制緩和を求める。	補導パトロール車にも青色回転灯を装備することにより、さらに、地域の目に触れ、非行の未然防止及び地域の防犯はもちろん、地域住民への健全育成の意識及び防犯意識の啓発に役立つ。	平成16年12月1日から自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについて一定の規制緩和がなされたところであるが、補導パトロール車については、規制緩和の対象には入らない。	愛媛県	愛媛県新居浜市	補導パトロール車の青色回転灯装備特区	地域の防犯が図られるように、自主防犯パトロール車に使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の規制緩和がなされたが、補導パトロール車においても同様の規制緩和がなされることによって、地域住民への健全育成の意識及び防犯意識の啓発を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1041	10411010	道路法第32条第1項及び第5項の道路の占有の許可の緩和	道路法第32条第1項及び第5項の道路の占有の許可及び管轄する警察署長との協議の規定を地域限定で緩和する措置を講じる。	公職選挙法で規定される選挙ポスターの掲示板について、道路法第32条第1項の道路の占有の許可及び第5項の管轄する警察署長との協議の規定を地域限定で緩和する措置を講じる。	現在、国道・県道に選挙ポスター掲示板を設置するためには、各種の申請を行い、許可を受けなければならない。しかしながら、選挙期間が短いことや設置場所数が多いことなどから、本来、交通量が多く選挙民の目に触れやすい場所に、掲示板を設置できない状況である。	愛媛県	愛媛県新居浜市	選挙掲示板上ん申請特区	国道・県道に、選挙ポスターの掲示板を設置する場合に限り、道路管理者及び管轄する警察署長と事前に協議を行い、同意を得ることにより申請書の提出を省略することができるようする。
1050	10501010	強制水先区の見直しによる水先料金の低減化	東京湾内の複数の水先区を統一し、一つの水先区とする。また、京浜港に精通した水先人の研修・指導・育成を行い、一人の水先人による水先航行を可能にする。	東京湾内の複数の水先区を統合することにより、水先料金の低減化を図り、アジア諸港に伍した国際競争力のある東京港とする。	東京湾内は3つの水先区に分かれているため、東京港に入港する場合には東京および横須賀水先区の水先人、東京港、横浜港の両港間を航行する場合には東京、東京湾および横須賀水先区の水先人が乗船することになっている。 現在、国において水先制度の抜本的な見直しを行っている「水先制度のあり方懇談会」においては、同一湾内における複数水先区を統合する方向性が示されているところであり、この趣旨に沿って、安全性の確保に留意しつつ、1人の水先人のみで航行できるよう、水先区の統合を要望する。 また、1年間に一定回数以上入港する船舶に対する割引制度を導入するなど、料金体系の柔軟化を含め、料金制度のあり方を検討し、より一層の水先料金の引き下げをするよう要望する。	東京都	東京都	国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 「国際港湾特区」の設置によって、港湾通過時間の短縮などサービス水準の一定の向上が図られているが、さらに、「外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。
1050	10501020	カポタージュ(国内輸送の自国運送業者への留保)に係る規制の緩和	東京港を経由する国際コンテナ貨物のうち、通し船荷証券を有する「外国から輸送され、東京港で積み替えられ、船荷証券記載の日本の目的港まで輸送される貨物」及び「日本の積込港から輸送され、東京港で積み替えられ、外国に輸送される貨物」に限り、船舶法3条但書の沿岸輸送特許の取得を認めることにより、限定的にカポタージュ規制を解除する。また、空コンテナの輸送については年間で包括的に承認するなど、手続きの簡素化を行う。	東京港を経由する国際コンテナ貨物について、限定的にカポタージュ規制を解除する。このことにより、現在、海外において積み替えがなされている地方港向け(出し)貨物を集積することにより、基幹航路の我が国への寄港を確保する。	我が国港湾の直送率低下は急速に進んでおり、国民経済上危機的な事態が懸念される中、スーパー中核港湾に指定された東京港において当該規制を緩和して、地方港を発着する貨物積替の海外流出を防ぐことが、我が国のコンテナ港湾の国際競争力強化のため必要である。 邦船社の外航船のほとんどがすでに外国籍船となっていることから、国土交通省のいう二国間での合意を経て相手国籍船による国内輸送を認める相互主義により国益を守るとの主張は現実的でない。当規制が現在生じているトランシップ貨物の外国港へのシフトの要因の一つと考えられることからすると、むしろ本規制を緩和することにより国際コンテナ貨物の国内海上輸送を増加させ、「我が国港湾の活性化とトラック輸送からのモーダルシフトの推進」という国益に合致するものと考えられる。 また、特例的に認められる空コンテナの輸送の申請手続きについては輸送の都度事前に申請を行わなければならないこととなっているため、利用者の利便性向上による国際競争力強化のため、年間で包括的に承認するなど手続きの簡素化を求め。	東京都	東京都	国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 「国際港湾特区」の設置によって、港湾通過時間の短縮などサービス水準の一定の向上が図られているが、さらに、「外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1052	10521010	交通安全活動に使用する地方公共団体所有の「交通安全指導車」に対する道路運送車両法の保安基準の規制緩和	交通安全活動に使用する「交通安全指導車」への常時灯光の色が赤色の灯火を備え付け交通安全啓発時の停車時に限って点灯すること	本来設置の認められていない、赤色灯光を常時搭載し、官民一体となって実施している交通安全啓発時に、赤色灯光を点灯させることにより、通過車両への速度抑止効果大きい。 (条件)交通安全啓発時の停車時に限る。	本町の交通安全運動は官民一体となり職域を超えた関係諸団体との連携のもと、住民手作りの交通安全運動を通じながら意識の高揚と広がりを図るべく活動を展開しています。その中でも「赤色バトカーライト」啓発活動は、通過車両への速度抑止啓発として最も効果的な運動として位置づけています。全国、全道、管内の各期交通安全運動期間、他事故抑止特別対策として国道4路線、道道2路線の総延長80kmにおいて、年間延べ25日間に渡り実施しています。この実施にあたり、道路運送車両法に抵触する法的規制を緩和して円滑な実施を図ることで、地域住民が事故のない安全で安心して暮らせる町づくりをします。	北海道	北海道美幌町	きらっと街道パトライト構想	・当町は、町民総意として交通事故の撲滅に努めており、積極的に官民一体とり関係諸団体との連携のもと住民手作りの交通安全運動を実施しています。交通安全運動をより効果的に実施するために、警察、地方公共団体更には地域の交通安全推進団体の会員が一体となり、赤色灯を点灯し交通安全の啓発をすることは通過車両の速度抑止効果を大きくし、交通事故及び死亡事故の減少、最終的には交通事故の撲滅になります。
1052	10521020	交通安全道に参加する「交通安全推進団体会員」の「自家用車」に対する道路運送車両法の保安基準規制緩和	警察、地方自治体と一体となって実施する交通安全啓発時に限り「交通安全推進団体会員の自家用車」へ、交通安全啓発現場での灯光の色が赤色のワンタッチ式灯火を備え付け停車時に限って点灯すること	本来設置の認められていない、赤色灯光を搭載し、官民一体となって実施している交通安全啓発時に、赤色灯光を点灯させることにより、通過車両への速度抑止効果大きい。 (条件)交通安全啓発時の停車時に限る。	『事項番号1』同様、地域住民の総意で交通事故撲滅に向けた交通安全運動を善意で行っていることから、道路運送車両法に抵触する法的規制を緩和して円滑な実施を図ることで地域住民の事故のない安全で安心して暮らせる町づくりをします。	北海道	北海道美幌町	きらっと街道パトライト構想	・当町は、町民総意として交通事故の撲滅に努めており、積極的に官民一体とり関係諸団体との連携のもと住民手作りの交通安全運動を実施しています。交通安全運動をより効果的に実施するために、警察、地方公共団体更には地域の交通安全推進団体の会員が一体となり、赤色灯を点灯し交通安全の啓発をすることは通過車両の速度抑止効果を大きくし、交通事故及び死亡事故の減少、最終的には交通事故の撲滅になります。
1060	10601010	港湾施設である道路を走行する自動車に対する保安基準の緩和	・鉄鋼製品等の重量物を大ロットで積載できる専用架台(パレット等)輸送用の自動車については、港湾施設である道路を走行する場合に限って、道路運送車両法の保安基準第55条の規程に基づき保安基準第2条(長さ、幅及び高さ)、第4条(車両総重量)、第4条の2(軸重等)の各項目、および国土交通大臣が告示(第745条)で定める項目以外の保安基準の各項目・通達・基準等(自車第544号「自動車の走行性能について」、保安基準 第12条の4(制動装置)等)について、適用しないことが可能とする(基準緩和認定することが可能とする)。	・臨港道路等の港湾施設である道路は、実態として不特定多数が利用することにより道路交通法が適用される。そのため、港湾施設である道路を利用しての公共岸壁までの陸上輸送では、基準緩和認定(および自動車検査、自動車登録)済の自動車を利用する必要があるが、現行法で認定された基準緩和自動車を利用しての鉄鋼製品等の重量物の陸上輸送は、輸送ロットが小さくなり、港湾施設の能力に見合う大ロットでの効率的な公共岸壁までの陸上輸送ができない。また、大量の自動車が必要となることに伴う通行台数増から一般交通への影響さえも懸念されるため、鉄鋼製品等の重量物を出荷する際に公共岸壁はほとんど利用できない。以上のことから、鉄鋼製品等の重量物を大ロットで積載することができる専用架台(パレット等)輸送用の自動車については、構造改革特別区域として認定された港湾施設である道路を走行する場合に限って、基準緩和認定の取得が可能とし、港湾施設の能力に見合う大ロットで効率的な陸上輸送を実現することで、鉄鋼製品等の重量物輸送事業の効率化を図る。またこの事業を通じて、公共の港湾施設の利便性の向上を図り、とん税収入・港湾施設利用料収入増等による地域の経済安定化・活性化を期す。	・アジア向けを中心とした旺盛な需要に伴い、木更津南部地区の鉄鋼関連企業は鉄鋼製品の輸出入荷能力の確保に取り組んでいるが、陸上輸送に関わる諸規制により隣接する公共港湾施設への効率的な陸上輸送ができないため、公共港湾施設をほとんど利用していない。今回、港湾物流特別区域を新設、隣接する公共港湾施設の能力と整合性のとれた陸上輸送のスケール拡大(重量物積載専用架台輸送用特殊車両による大ロットでの陸上輸送)を図ることにより、鉄鋼製品輸送量の拡大を通じた企業経営効率化と既存の公共港湾施設の活用促進による地域経済・社会の活性化を目指す。	千葉県	新日本製鐵(株)君津製鐵所	木更津南部地区物流特区構想	・アジア向けを中心とした旺盛な需要に伴い、木更津南部地区の鉄鋼関連企業は鉄鋼製品の輸出入荷能力の確保に取り組んでいるが、陸上輸送に関わる諸規制により隣接する公共港湾施設への効率的な陸上輸送ができないため、公共港湾施設をほとんど利用することができない。今回、港湾物流特別区域を新設、隣接する公共港湾施設の能力と整合性のとれた陸上輸送のスケール拡大(重量物積載専用架台輸送用特殊車両による陸上輸送)を図ることにより、鉄鋼製品輸送量の拡大を通じた企業経営効率化と既存の公共港湾施設の活用促進による地域経済・社会の活性化を目指す。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1069	10691010	音楽分野での専門教育に於ける建築基準法の緩和	音楽分野での専門教育を行う学校については建築基準法第28条によって定められた、学校の居室について採光を確保するため一定の基準を満たす採光に有効な窓その他の開口部を設けることの義務付けから除外することとする。	音楽教育に於いて、さらなる教育内容の充実を実現し、学生や社会のニーズに的確に応えた教育サービスを提供します。	建築基準法第28条、建築基準法施行令第19条第3項で、学校の居室について採光を確保するため一定の基準を満たす採光に有効な窓その他の開口部を設けることが義務付けられている。ところが音楽教育を行う際には防音遮音を施され、音響等考慮された適切な聴音環境が必要不可欠であり(特に都市部に於いては近隣への影響を考慮するとなおさらである)、そうした環境をつくる際採光に有効な窓を設ける事は施工上非常に困難である。実際に採光を確保する窓や開口部を多く設けられたりリハーサルスタジオやレコーディングスタジオ、コンサートホールはほぼ皆無である。音楽教育の現場ではこれらの規制のために一般的な構造のリハーサルスタジオやレコーディングスタジオが教室として認められない現状があり、実技環境を充実させる上での障壁となっている。音楽教育に関する限り、学校の居室について採光を確保する規制はむしろ教育に支障を生じるものであり、教育を受ける学生の利益を考慮の上でも、こうした規制からの除外を提案致します。	東京都	専門学校 ミューズ・ モード音 楽院	音楽分野での専門教育に於ける建築基準法の緩和	音楽分野での専門教育を行う学校については、防音遮音を必要とする特性上、建築基準法第28条によって定められた、学校の居室について採光を確保するため一定の基準を満たす採光に有効な窓その他の開口部を設けることの義務付けから除外することを提案します。
1070	10701010	道路上への民間駐輪場の設置について	都心の人口増加に伴い駅前の放置自転車対策は深刻化し、駐輪場整備の用地確保に困難をきたし全国的な社会問題となっている。道路上の自転車駐輪場は、第4次の特区提案に対し本年度中に道路帰属物と位置づける対応が示されており、道路管理者が道路上に自転車駐輪場を設置し放置自転車対策が図られることとなる。しかし、放置自転車の本質は、駅を利用する地域住民の問題であり、「地域で出来ることは地域で」解決することに意義がある。そこで、商店・自転車利用者・市民活動が一体となった活動として、道路管理者以外が設置する道路上の自転車駐輪場に対し、道路管理者が設置を必要と判断し公益性が認められているものに関して、NPO法人等民間団体による設置条件の整備をお願いしたい。なお団体は機械式の精算機から地域通貨を発行し商店で利用することで地域経済の活性化も図る。	放置自転車は自治体にとって、用地確保と施設整備や管理運営など、負担額が発生し費用効果に矛盾を感じる政策である。また、迷惑を感じている商店や自転車利用者に共感を得にくい対策となっている。そこで、NPO法人など民間が道路上に自転車駐輪場の設置を行なうことは、自治体の負担を軽減でき、地域通貨を発行することで商店の協力が得られ、自転車利用者の利便性の向上にもつながる。何より、市民が一体となった活動で放置自転車対策が行なわれることが大切で、地域に対する自治体の支援の構図が形成できる。一定の期間の設置を前提に、コミュニティの活性化や地域経済の活性化を同時に図ることは、現在の社会状況に即した施策の展開となる。なお、市民活動としての放置自転車対策はボランティアの参加など波及効果が期待できる。	自転車利用者に心理テスト・アンケートを実施したところ、駅までも導線に一定の法則や駐輪場の不便さへの不満がある。放置自転車の実態調査でも、放置自転車所有者が交通空白域に属する傾向が見られる。そこで、交通アクセスの増加による選択肢を与える必要があるが、コミュニティバスなどは導入までの時間や自治体の負担額の増加など実施までに時間を要する。駅前の公共空間である歩道の安全確保のために、一定期間道路上に自転車駐輪場を設置し、NPO法人など市民活動に委ねることで、新たなコミュニティの形成や市民と自治体との協働などが期待できる。また自治体の負担が発生しない政策の実現は行政のスリム化にも寄与する。地域問題は地域で解決していくモデルとして育てられる。	千葉県	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐輪場」をNPO法人が設置し、駐輪時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。
1070	10701020	道路使用料の帰属について	NPO法人等民間団体が道路上に自転車駐輪場を設置し、機械式の精算機から地域通貨を発生し運営することで、放置自転車の対策と地域経済の活性化が期待できる。自治体は道路占有の許可を設置者に認可し占有料の可否の判断を行なう。自治体は設置に対する費用負担が発生しなく放置自転車対策が図れ、発行される地域通貨により商店の売上が増加する地域経済対策も併せて実現でき、自転車利用者の利便性を向上できることで放置者の大幅な削減が期待できる。公共の道路上で民間団体が使用料の徴収を行い運営する上で、使用料の帰属についての条件整備をお願いしたい。	NPO法人等民間団体により、道路上に機械式精算機を備えた自転車駐輪場を設置し、一定時間に満たない利用者に返金の代わりとして地域通貨を発行する。一定時間を超えた利用者にも一部を地域通貨として発行し、地元商店街で利用できるようにすることで、違法な駐輪の削減と商店街の売上増加による地域経済の活性化を図るもの。現在、疲弊している商店街に必然的需要効果を生み出すことができ、商店街自らの創意工夫を引き出し、公助に頼ることから、自動の向上と地域との公助を図り自治体と市民との役割分担を図るものである。自治体主義のコミュニティから地域主導のコミュニティへの転換が図れ、自治体の財政構造のスリム化を図り市民福祉サービスの向上を実現できる。	NPO法人等民間団体の資金で道路上に機械式精算機を備えた自転車駐輪場を設置し地域通貨の発行で地域経済の活性化と放置自転車の削減の効果が期待できる。NPO法人等民間団体は非営利活動を行なっており、民間企業の利益分が地域通貨として発行されるメカニズムをもつ。利潤追求型のサービス提供ではなく、自治体の市民福祉サービスと同様の側面をもっている。本質的には自治体からの委託も考えられるが、市民ニーズや市民との協働の観点から自治体主導型よりも市民活動主導型の方が市民の共感と協力関係の形成が成し得やすい側面がある。また、NPO法人等民間団体の自立支援の施策の展開にも自治体の財政負担の発生をさせず運営を委ね、団体の自立と地域問題の解決を図れることとなる。	千葉県	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐輪場」をNPO法人が設置し、駐輪時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1074	10741090	株式会社など空港等管理会社による第2種空港の管理	<p>新たに設立するSPC(特別目的会社)が第2種空港の管理に当たることから、空港整備法の条文を次のとおりとする。</p> <p>・(空港整備法第4条第2項)国土交通大臣は、当該空港の管理上適切であると認めるときは、申請により地方公共団体に第2種空港を管理させることができる。ただし、当該地方公共団体が必要であると認めるときは、株式会社など空港等管理会社に管理を委託することができる。</p> <p>・(空港整備法第14条第3項)地方公共団体が管理を委託された国有財産については、当該地方公共団体が必要であると認めるときは、株式会社など空港等管理会社に管理を委託することができ、当該空港等管理会社において管理の費用を負担する。この場合において、当該国有財産の使用料及び賃賃料は、当該空港等管理会社の収入とする。</p>	<p>国際線ターミナルビルの新設や駐車場の増設など旭川空港の国際化を進めるに当たり、新たに設立するSPC(特別目的会社)が第2種空港と定義されている旭川空港を管理する。災害復旧工事等は地方自治体が自ら行うが、空港整備法第2条第2項に係る第2種空港の管理及び同法第14条第3項に係る国有財産の管理はSPC(特別目的会社)が行うものである。</p>	<p>道北の拠点都市である旭川市は、ロシア連邦サハリン州、北方4島との間で、既に海産物等の物流、観光・ビジネスの人的交流などにおいて、その結びつきを強くしている。また、コジノ・サハリンクス市との友好都市提携から、既に市内の基幹病院においては医療交流も盛んに行われている。</p> <p>特に国際救急救命医療の支援においては、その緊急性から空港の立地、整備状況が重要な要素であり、旭川空港はサハリンとの空港間の距離が近いこと、道北で唯一2,500mの滑走路を備え一定のレベルに整備されていること、立地も高度医療センター及び市内医療機関へのアクセスが容易・短時間でありヘリコプターではなく自動車での移動が可能であることから、道南の札幌市または道内の主要都市近郊の各空港と比較すると極めて適した条件にある。</p> <p>また、近年、国際チャーター便の就航便数が急増し、国際線ターミナルビルのほか燃料施設、駐車場など空港施設の整備が緊急課題となっており、北海道の札幌市一極集中の方向を変えるためにも、その国際化が求められている。</p> <p>「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、現在、第2種空港のうち地方公共団体が管理を認められている旭川空港について、サービスの向上、経営の効率化、資金調達など総合的な見地から、新たに設立するSPC(特別目的会社)が第2種空港のまま管理を行えるよう、空港整備法第4条第2項及び第14条第3項の条文に例えば次のとおり「但し書き」を追加する必要がある。</p> <p>・(第4条第2項)「国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、当該空港の管理上適切であると認めるときは、申請により地方公共団体に第2種空港を管理させることができる。ただし、当該地方公共団体が必要であると認めるときは、株式会社など空港等管理会社に管理を委託することができる。」</p> <p>・(第14条第3項)「第1項の規定により地方公共団体が管理を委託された国有財産については、当該地方公共団体が必要であると認めるときは株式会社など空港等管理会社に管理を委託することができ、当該空港等管理会社において管理の費用を負担する。この場合において、当該国有財産の使用料及び賃賃料は、当該空港等管理会社の収入とする。」</p>	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	<p>旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。</p>
1077	10771010	タクシー乗務員の要介護者等を移送する際の要件緩和	<p>要介護者を移送する際のタクシー乗務員に必要な介護関係の資格の不必要化、若しくはこれに代わる関係団体による研修の簡略化</p>	<p>現在の「介護タクシー」の利用方法の制限を超えて、介護を必要とする人でも周囲に気兼ねすることなく、もっと気軽にタクシーを利用して旅行でもできるような、またこうしたニーズに応えられるような新しい旅客運送事業を展開したい。</p>	<p>現在、要介護者・要支援者・身体障害者等を移送するのにセダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、介護福祉士や訪問介護員、居宅介護従事者の資格を有する者、又は(社)全国乗用自動車連合会の「ケア輸送サービス従事者研修」の修了者にしか認められていない。しかし、乗降の際の対応だけというのがほとんどであり、現行の資格要件、これに代わる研修制度は過剰なものと思慮される。これを緩和、簡便なものにすることで、介護を必要としている人たちがこうしたサービスを楽しむ機会が増える。</p>	栃木県 東京都	有限会社野沢タクシー、日本ニュービジネス協議会連合会	タクシー事業者による要介護者等向け新サービスの展開	<p>要介護者、要支援者、身体障害者等を移送するためセダン型等の一般車両を使用する際に必要とされる介護福祉士や訪問介護員、居宅介護従事者の資格、及び(社)全国乗用自動車連合会の「ケア輸送サービス従事者研修」の修了等の要件を緩和する。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1090	10901020	特殊車両通行許可に係る通行時間帯制限の緩和	現状では、特殊車両通行許可に係る通行時間帯指定は、全国一律に午後9時から午前6時の範囲とされているが、これを地域の実情に応じて前後1時間拡大するよう規制を緩和する。	通行時間帯の拡大により、港湾地域と内陸地域とを結ぶ特殊車両について、時間内での複数回往復や回送を可能とする。	北関東3県は、重厚長大産業が多く、特殊車両により港湾地域と内陸地域を輸送しなければならない場合が多く、規制緩和によりコストダウンと新たな需要が見込めるため。	茨城県、栃木県、群馬県	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区	・港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるとともに、物流に係る規制緩和や手続の簡素化を進めることで、北関東地域全体の物流の活性化・効率化を図る。
1090	10901030	特殊車両通行許可に係る車両総重量の規制緩和について	現状では、特殊車両通行許可に係る車両総重量について、特例8車種に限り44トンに引き上げられたところであるが、これをすべての車両に適用するよう規制を緩和する。	対象車両の拡大により、港湾地域と内陸地域とを結ぶ特殊車両について、効率的な輸送を可能とする。	北関東3県は、重厚長大産業が多く、特殊車両により港湾地域と内陸地域を輸送しなければならない場合が多く、規制緩和によりコストダウンと新たな需要が見込めるため。	茨城県、栃木県、群馬県	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区	・港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるとともに、物流に係る規制緩和や手続の簡素化を進めることで、北関東地域全体の物流の活性化・効率化を図る。
1090	10901010	カボタージュ(国内輸送の自国運送業者への留保)に係る規制の緩和	現状では、船舶法第3条の規定により、外国籍船による輸送はできない。また、空のコンテナ輸送は、内国貨物運送承認申請(関税法第66条)を行えば可能であるが、手続きが煩雑であり、税関へのコンテナリストの提出のみで認めるよう規制を緩和する。	常陸那珂港は輸入超過の状況にあり、カボタージュ規制の緩和により、空コンテナの有効活用や新たな航路開設が見込めるため。外国籍船による空のコンテナ輸送ができるようにするため、船舶法第3条により、自国内の輸送は、自国籍船に限られていることについて、空のコンテナ輸送について外国籍船による輸送ができるようにする。	外国籍船による空コン輸送を効率的に行うことで、物流の効率化、CO2削減を図る。	茨城県、栃木県、群馬県	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区	・港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるとともに、物流に係る規制緩和や手続の簡素化を進めることで、北関東地域全体の物流の活性化・効率化を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1092	10921010	河川法第24, 26条に関する河川占用条件の緩和	河川法第24, 26条に関する河川占用条件について、河川堤防を防護する工法を持って縦断占用を許可されるよう地域限定で緩和する措置を講じる。	公共下水道の普及率が全国平均と比較して低い水準となっており、今後益々普及率の向上に努めなければならない。普及率向上のためには、河川縦断占用が必要であるものもあることから、河川法第24条及び第26条の河川占用に条件を付して許可されるよう緩和する措置を講じる。	河川周辺の公共下水道の整備については、面的整備が効率的に行うことが可能であり、併せて河川に直接雑排水を放流することが解消され、快適な水環境が創造されイメージ向上につながる。しかしながら、河川縦断占用を必要とされるものについては、現在許可されないことから、整備手法に苦慮している状況となっている。	愛媛県	愛媛県新居浜市	水環境向上特区	管種・工法等による防護を施すことで、河川堤防に極力支障を及ぼさないとみなされる河川縦断占用物件について、緩和措置により占用許可を受諾できること。
1100	11001010	高速自動車国道を軽車両で通行可能とする	自動車に限定されている高速自動車国道の通行を、軽車両でも可能とする。	自動車に限定されている高速自動車国道の通行を軽車両でも可能とすることで、自転車を利用した国内旅行の新しい形を提案することができるとともに、環境配慮型の観光スタイルを普及させられる。伊勢自動車道を自転車で通行できるようにすることで、自転車によるお伊勢参りを実現し、日本全国からの誘客と、自転車文化が根付いている欧州からの旅行者の誘客を目指す。常時での通行は不可能でも、自転車で伊勢自動車道を伊勢まで走るイベントを実施することで、自転車によるお伊勢参りを実現する。	高速自動車国道を通行できるのは一定要件を満たす自動車に限定されており、軽車両である自転車は通行することができない。自転車での通行を可能にすることで、過度に自家用車に依存した観光のあり方が見直され、地球環境に配慮した21世紀型の観光スタイルが普及する。伊勢市に限って見れば、三重県の亀山市から伊勢市を通っている伊勢自動車道において自転車の通行を可能とすることで、自転車によるお伊勢参りとして、全国からの誘客を図ることができる。それは単なる観光地ではなく、新しいタイプの観光地として伊勢を復活させることができる。	三重県	伊勢自転車愛好会	自転車を活用した伊勢再生特区	自転車で動きやすいまちづくりを進めるため、地域内の道路に自転車専用レーンを設置するなどの道路改修を行うための財源として活用できる交付金を作り、地方公共団体の創意工夫が発揮できる基盤整備を可能とする。通行が自動車のみ限定されている高速道路について、自転車の通行を可能とするための規制緩和を行うことで、自家用車に過度に依存した観光スタイルから環境に配慮した新しい観光スタイルを普及させる。また、伊勢自動車道において規制緩和することで、入込客数の減少している伊勢への集客を図る。
1105	11051010	夏季間における20日程度、牧草運搬のため、砂利等運搬用大型ダンプ車の荷台を一時的に変更(差し枠)して使用したいのと変更に伴う継続検査を写真検査にして頂きたい。	牧草を刈り取る年間約20日程度の道路運送車両法第40条自動車の構造、第41条自動車の装置及び第67条第3項構造等変更検査及び運送車両の保安基準第27条第1項の基準を定める省令の規制緩和	砂利運搬車両にあり(差し枠)を足すことによって、刈り取った牧草を大量にかつ迅速に堆肥センターまで運搬ができ、地元砂利運搬業者の新規参入が出来ると共に、地元の経済効果への期待もできる事と構造変更の写真申請が可能になると往復10時間もかかる陸運支局までの継続検査への時間短縮につながる。	道路運送車両法第40条自動車の構造、第41条自動車の装置及び第67条第3項構造等変更検査及び運送車両の保安基準第27条第1項の基準を定める省令により、分業が進んできている酪農業において、刈り取った牧草等を砂利運搬業者に委託をして大量かつ効率的に収集運搬が出来ない。	北海道	株式会社テイシン	車両構造変更特区	酪農業が主な産業の地域の特性を活かし、車両構造変更特区により規制緩和が実施されると、地元砂利運搬業者の所有する車両を借り上げられ、当地域の異業種間連携により、酪農業及び建設業等の活性化が図られると共に村内における経済効果も期待できるものである。又、今後酪農家も個々のスタイルから法人化するなどの経営スタイルが変わりつつあり、牧草の刈り取り、サイレージ調製等の作業は民間委託をしながら地元企業の発展にも寄与するものである。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1108	11081010	道路交通法施行令における「道路維持作業用自動車」要件の緩和と、着脱式回転灯の設置可能化	専任水防団及び水防協力団体が使用する私有車両について、その車両を限定し、堤防を使用した一般道路で行なう巡視や水防作業に限り、道路維持作業用自動車として認め、ゴムマグネット等による着脱式の黄色回転灯の装着を可能とする。	岐阜市水防団及び水防協力団体がゴムマグネット等による着脱式の黄色回転灯を装備使用し、一般車両との事故を未然に防ぎ、安全に水防活動である河川パトロール等を行う。	本市の河川堤防は堤防を使用した一般道路との役割を兼ねている場合が多く、洪水時において専任水防団及び水防協力団体が行う水防活動として堤防の巡視や漏水防止作業等は、道路維持作業として捉えることが出来る。 また、このようなパトロール等に使用する車両は特定の車両ではなく、水防団員の車両を使用しているのが現状である。 よって、水防団員及び水防協力団体の使用する私有車両を、道路交通法施行令第14条の2に定める「道路維持作業用自動車」として認め、マグネット等による着脱式の黄色回転灯の装着を可能とする。 この特例措置により、一般車両に対する注意を喚起し、交通事故等の危険性を回避し、水防活動の安全性を確保するとともに、水防活動に対する市民の士気を高めていきたいと考える。	岐阜県	岐阜県岐阜市	回転灯で洪水から守る市民の安全特区	道路維持作業という使用用途から、水防団員及び水防協力団体が使用する私有車両を、道路交通法施行令第14条の2に定める道路維持作業用自動車として認め、黄色回転灯の装着を可能とし、更に私有車両という形態から、ゴムマグネット等による着脱式の黄色回転灯の装備使用を可能とする。 この特例措置により一般車両に対する注意を喚起し、交通事故の危険性を回避し水防活動時の水防団員・水防協力団体の安全の向上を図るとともに、これらの活動に対する市民の士気を高めようとするものである。
1110	11101020	緊急自動車の接近を知らせる装置の、一般車両への義務付け	緊急車両が接近してきたことを「ブザーか音声または光」により他車両の運転手へ注意惹起を行う装置の設置を道路運送車両の保安基準等において義務づける。	緊急自動車のより安全かつ迅速な走行及び現場到着	一般車両の車内でステレオ等を大音量で流している場合、緊急自動車のサイレンが聞こえづらく、事故につながる可能性があり、サイレンのみに頼らず、別の方法で認識できるような仕組みが必要であるため。	岐阜県	岐阜県岐阜市	救え命、急ぐぞ現場へ！特区	緊急自動車が交差点に進入する際、法を遵守し、最大の注意を払いながら進入したにも関わらず、注意義務を怠った一般車両と衝突した場合には、緊急車両の過失は無しとするよう道路交通法等に緊急自動車の免責条項を設ける。 また、緊急車両が接近してきた場合、例えばカーステレオやカーナビゲーションの「ブザーか音声または光」等によって運転手へ注意喚起する装置の設置を道路運送車両の保安基準等において義務づける。 これにより、緊急自動車が交差点をスムーズに走行でき、より迅速な現場到着が可能となり、住民に安全・安心を提供することができる。また一般車両との交通事故が減り機関員の安全を確保することができる。
1112	11121010	道路管理者が設置する有料道路駐車場を自動車車庫として利用する特例	本市の中心市街地では、再開発事業の進展に伴い商業集積が進み、駐車場整備台数も増加傾向にありますが、小規模駐車場が多く、自家用車や社用車を保管するための車庫が不足しております。その結果、社用車を分散して保管しなければならず、業務の非効率化を招く状況も見られます。市が有料道路整備事業で設置した駐車場は530台の収容台数を有しますが、特定個人に優先的かつ独占的に車室を利用させることができないため、自動車車庫として認められません。 具体的には、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産の貸付けや私権の設定が制限されており、施設の一部を民間事業者や個人に貸付することは認められず、同条第4項の規定により目的外使用を許可したとしても、第5項の規定により、私権を設定できないため車庫証明を受けることはできません。また、駐車場法第2条第2号の規定により、路外駐車場は一般の用に供する施設とされており、特定の車室を占有させることが認められません。 これらの規制を撤廃し、市営駐車場を自動車車庫として活用することが、地域の利便性向上、経済活動の効率化及び路上駐停車の削減に寄与すると考えられます。	事業の内容：市営駐車場の一部を自動車車庫として活用する。 事業による効果： ・自動車車庫の確保による路上駐停車の予防 ・周辺事業者の社用車管理効率化 ・市営駐車場の利用率向上	「地方自治法」や「駐車場法」により、行政財産である市営駐車場は特定利用者に優先的独占的に使用させることができず、また、「自動車の保管場所の確保に関する法律」により、場所の特定ができない駐車場を車庫とすることは認められておりません。 しかし、周辺の事業者からは、地区内最大規模の駐車場である市営駐車場を社用車の保管場所として利用したいという要望があり、また、定期券交付による定期利用は認めているため、いわゆる車庫飛ばしの原因となる可能性も指摘されております。 なお、過去に公営駐車場を自動車車庫として活用する提案が認められなかった経緯がありますが、これは24時間営業としないことが前提のものでした。今回の提案では、24時間営業とすることが条件であれば、そのことも含めて検討したいと考えております。	福島県	福島県郡山市	公共駐車場有効活用による自動車車庫確保プロジェクト	本市の中心市街地においては、地区内の路上駐停車や交通渋滞の緩和を目的として市営駐車場を整備しております。 再開発事業の進展に伴い、地区内における駐車場の整備台数は増加傾向にありますが、小規模の時間貸し駐車場が多く、自家用車や社用車を保管するための車庫が不足しております。市営駐車場は530台の駐車台数を有しますが、地方自治法、駐車場法、自動車の保管場所の確保等に関する法律などの規制により自動車車庫として認められておりません。 市営駐車場を自動車車庫として活用し、地域の利便性向上、経済活動の効率化及び路上駐停車の削減に貢献することを提案いたします。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1126	11261010	航空交通管制区、試験飛行、最低安全高度など	地表から200m以上の空域で、国土交通省が告示で支持したものの範囲から、GEN-H及びそれに類似したものの飛行を一定の申請空域内において認めること	他者に迷惑を及ぼさないことを条件として、自己の占有権・使用権の有する土地の上空を使用して、GEN-H1人乗りヘリコプターなどの飛行データの蓄積と操縦性能(人的・物的)の向上を図るため、航空法の一部の適用除外を申請するものである。また、瀬戸内海などの公水面上を通過し、近隣の島等の自己の占有権・使用権を有する土地までの飛行データ蓄積と操縦性能向上を図ることもあわせて申請するものである。	日本に将来的には1兆円産業を興すための第一段階として、他者に迷惑を及ぼさないことを条件として、自己の占有権・使用権の有する土地の上空を使用して、GEN-H1人乗りヘリコプターの飛行のデータの蓄積と操縦性能(人的・物的)の向上を図るため、航空法の一部の適用除外を申請するものである。また、瀬戸内海などの公水面上を通過し、近隣の島等の自己の占有権・使用権を有する土地までの飛行データ蓄積と操縦性能向上を図ることもあわせて申請するものである。国土交通省航空局の業務拡大にもなる。	広島県	広島経済同友会産業技術委員会	広島県を空中飛行路特区にする第一段階「占有土地間のテスト自由化」	GENコーポレーション社(本社松本市代表者 柳澤 源内氏)の作製になる1人乗りヘリコプター並びに今後予想される同様の単座式および複座式ヘリコプターの野外のデータの蓄積、及び操縦性能の向上(人的・機械的)のため、都市部から遠くない自己管理地内および自己管理置換の飛行テストの実施を自由に行うことを可能にする。
1128	11281010	過疎地有償運送における搭乗者傷害保険償措置の緩和	過疎地有償運送における搭乗者傷害保険措置を8,000万円以上から3,000万円以上に緩和していただきたい。	過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて(平成16年3月16日付け国自旅第240号自動車交通局長通知)では、運送の条件として、対人・対物の損害保険以外に8,000万円以上の搭乗者傷害保険に加入することが義務付けられているが、この保険料が高額なため、事業の継続が困難になっている。その解決策として、地域の実状に即して、搭乗者傷害保険の保険金額を3,000万円以上に緩和し、運送主体の保険料負担を軽減することにより、本事業が継続できるようにする。	特定非営利活動法人たかしろは、集落と路線バスの停留所を結ぶ過疎地有償運送を実施しているが、搭乗者傷害損害保険の高額な保険料に苦慮している。1回2000円の利用料金は利用者にとって高額で、値上げは困難であり、このままでは事業の継続が危惧されている。運送車両が通行する道路は、往來する他の車両は少なく、また、運転手の3分の1が2種免許取得者であることから、運送車両の搭乗者が死傷するような事故が発生する可能性は極めて低い状況である。そこで、会員利用者の理解を得て、安全運転の励行と安全運転講習会の充実を図ることで事故の防止に努めることにより、必要な搭乗者傷害保険の保険金額を3,000万円以上に緩和していただき、保険料負担を軽減することにより、高齢者等の移動手段を確保する本事業が継続できるようにする。	鳥取県	鳥取県倉吉市特定非営利活動法人たかしろ	過疎地有償運送搭乗者傷害保険特区構想	特定非営利活動法人たかしろにおいては、高額な搭乗者傷害保険料を支払って事業が継続できるのが危惧している。1回2000円の利用料金は利用者にとって高額で、値上げは困難である。運行ルートを点検すると、集落と路線バスの停留所を結ぶ道路が主で、往來する他の車両は少なく、また、運転手の3分の1が2種免許取得者であることから、運送車両の搭乗者が死傷するような事故が発生する可能性は極めて低い状況である。そこで、会員利用者の理解を得て、必要な搭乗者傷害保険の保険金額を3,000万円以上に緩和していただき、保険料負担を軽減することにより、高齢者等の移動手段を確保する本事業が継続できるようにする。
1135	11351010	駐車場法に於ける駐車施設を敷地内に設けなければならない事の緩和	駐車場法の特定用途のうち大規模小売店舗については、条例で定める台数から荷捌き関係車両の駐車台数を減じた規模以上の駐車施設を隣接する街区又は同等の隔地に設ける事を可能にする。	隣接する街区に必要な駐車台数を収容する駐車施設を建設する。	密集した2区画に店舗を建設するとそれぞれに駐車施設を附置する義務があるが、道路上に自動車が駐車待ちで列を作ることになり歩車混在が現在より進行し危険な状態なるが、店舗と駐車施設を分離して荷さばき関係車両以外の駐車施設を1区画に集約して確保することで歩車混在が改善され、より安全な街と効率的な駐車場および店舗が建設可能になりかつ、都心ビジョン構想の実現に資する事が可能になる。	広島県	株式会社 巽エンジニアリング、株式会社 白土建築設計事務所	駐車場附置義務緩和の特例	駐車場法第20条第2項で規制されている特定用途の内、大規模小売店舗立地法に係る駐車場施設について、荷さばき関係車両以外の駐車施設を敷地内に附置する規制を緩和して隣接する街区程度までの隔地に設けることで利便性が高く歩車分離がより明確になり、安全な街と効率的な駐車施設および店舗の建設が可能になる。この提案が実採択されると広島市が提案している「ひろしま都心ビジョン」で重点地区と位置付けられている大手町通りの歩行者優先の回遊性のある市街地の形成および自動車の流入抑制による歩行者と自転車、公共交通機関を重視した都心部づくり構想の実現性が高くなるが、そうでない場合は実現不可能になる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1135	11351020	駐車場法と大規模小売店舗立地法の両方が適用される場合の駐車台数算定基準の統合	駐車場法と大規模小売店舗立地法の両方に駐車台数の規定があり、大規模小売店舗立地法が適用される場合は駐車台数算定基準を統合する。	隣接する街区に必要な駐車台数を収容する駐車施設を建設する。	大規模小売店舗立地法が適用される場合に1つの都市施設に対する駐車場附置義務に対して算定基準が異なる複数の手続きが必要であり、算定基準の統合が可能である。	広島県	株式会社 巽エンジニアリング、株式会社 白土建築設計事務所	駐車場附置義務緩和の特例	駐車場法第20条第2項で規制されている特定用途の内、大規模小売店舗立地法に依る駐車施設について、荷さばき関係車両以外の駐車施設を敷地内に附置する規制を緩和して隣接する街区程度までの隔地に設けることで利便性が高く歩車分離がより明確になり、安全な街と効率的な駐車施設および店舗の建設が可能になる。 この提案が実採択されると広島市が提案している「ひろしま都心ビジョン」で重点地区と位置付けられている大手町通りの歩行者優先の回遊性のある市街地の形成および自動車の流入抑制による歩行者と自転車、公共交通機関を重視した都心部づくり構想の実現性が高くなるが、そうでない場合は実現不可能になる。
1151	11511010	ファミリーサポートセンターの送迎に関する運用改善・規制緩和	ファミリーサポートセンターの相互援助活動で、サービス提供会員が送迎に用いる自家用自動車を設置主体の市町村にあらかじめ登録し、適正な管理を行うものについては、道路運送法第80条第1項の許可対象とし、自家用自動車による有償の送迎サービスができるようにする。あるいは、関係者による運営協議会を設置し、当該協議会において協議を行った後に上記の許可申請を行ったものについて同法の許可対象とし、自家用自動車による有償の送迎サービスができるようにする。	ファミリーサポートセンターの相互援助活動において自家用自動車による有償送迎サービスを実施することにより、保護預かりと送迎を連続的に行うことができ、子どもに不要な精神的不安を与えることを防ぐとともに、利用者の経済的負担の軽減を図ることができる。これにより、ファミリーサポートセンター事業における障害が除去され、同センターの利用拡大及び設置促進が推進され、仕事と家庭の両立や子どもを産み育てる環境の整備を図ることができるものである。	ファミリーサポートセンター事業における子どもの預かりで、自家用自動車に子どもを同乗させ、移動させる場合に料金を徴収することは、道路運送法第80条第1項で自家用自動車の有償運送を禁止しているため、違法行為とされている。 しなしながら、ファミリーサポートセンター事業の本来の趣旨は、働く女性が増加し、仕事と育児の両立の困難さや子育てそのものに対する不安感・負担感が增大していることが少子化の原因の一つと考えられ、このような問題に対応するために地域での相互援助による支援の一環として実施するものである。元々、利用者(保護者)の時間的制約をフォローするために創設された事業であるのも関わらず、それを理由として有償運送を許可しないのは、省庁間の事業方針に矛盾が生じている。 ファミリーサポートセンターの相互援助活動での自家用自動車の使用は、サポート会員の自宅等で子どもの預かりを行い、その前後に送迎を伴う場合が想定されるが、送迎の部分だけタクシー運転手が子どもを預かることは、保護預かりと送迎との連続性が保たれず、子どもに精神的不安を与えることになりかねない。また、ファミリーサポートセンターの相互援助活動では、子どもの育ちに配慮し、子どもの預かりの際には子どもと事前面談を行ったうえで、顔なじみとなったサポート会員が預かりに対応することとしているが、タクシー運転手の場合、常に同じ運転手が子どもの預かりに対応することは困難。 子どもの預かりにタクシーを利用することは、深刻化する少子化の背景に、子育てに費用がかかりすぎるとの指摘がある中であって、利用者の経済的負担をさらに増大させることにつながり、親の子育て負担感の軽減に取り組む政府の少子化対策に逆行する。さらに、岐阜県の現状から乳幼児、児童の輸送を顧みれば、1世帯当たりの保有自動車数は全国第5位であり、日常の生活で自家用自動車を利用する頻度が高く、子どもを保護者が送迎する場合には自家用自動車を使用するのが一般的であり、経済的負担感が高い。	岐阜県	岐阜県	ファミリー・サポートセンターの送迎に関する運用改善・規制緩和	岐阜県では、現在10ヶ所のファミリーサポートセンターを平成21年度までに30ヶ所に拡大することを目標に掲げ、積極的に同センターの設置を促進することとしているが、同事業における子どもの預かりで自家用自動車に子どもを同乗させ、移動させる場合に料金を徴収することは道路運送法第80条により禁止されている。しかし、タクシーを利用した場合、預かりと送迎において子どもを預かる側の連続性がなく子どもに精神的不安を与えることや、ただでさえ子育てに経済的負担を感じている利用者(保護者)の負担感を増大させることとなる。このため、ファミリーサポートセンターの相互援助活動において自家用自動車による有料送迎サービスを実施し、保護預かりと送迎を連続的に行い子どもに不要な精神的不安を与えるのを防ぐとともに、利用者の経済的負担の軽減を図り、ファミリーサポートセンターの利用拡大と設置促進を推進し、仕事と家庭の両立や子どもを産み育てる環境の整備に資する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1154	11541010	宿泊客利用の一般マイクロバスの夜間運行の容易化	旅客自動車運送事業の取得を必要としないマイクロバスの無料夜間運行	宿泊業者が所有するマイクロバスを活用し、宿泊客に対するサービスの一環として、主要観光施設がライトアップされている時間に限定して、無料の観覧ツアーを実施することで、夜型観光の推進をもって平戸の新たな魅力開発を行い、観光客の増加と観光メニューの多様化を促進する。	宿泊業者が営業ナンバーを取得するために必要な要件を満たすには、過剰な設備投資が必要となり、厳しい経営運営を強いられている中で、経営に影響を与えらる。また、取得に関しても、手続きにかなりの期間を要するため、早急な観光客誘致が求められている現状では、運行に関する特例措置が必要である。	長崎県	長崎県平戸市、平戸商工会議所、社団法人平戸観光協会	大航海時代の城下町「平戸」ライトアップ計画	宿泊業者の裁量による宿泊客に対する夜間の無料ツアーが容易に実施することができるように、旅客自動車運送事業の規制緩和を図り、日本最初の海外貿易港である平戸の歴史や文化を活かした観光資源の掘り起こしを行い、夜型観光の推進によって落ち込みつつある観光客の新たな需要を喚起し、観光客の増加による地域経済への波及効果を狙う。
1160	11601010	未登録の自動車(海上コンテナ輸送用自動車)の道路運行規制の緩和	本牧ふ頭内の港湾道路について、道路運送法の道路から除外し、未登録の車両の通行を認めること。	横浜港では、本港の中核施設である本牧ふ頭BC突堤間コンテナターミナルに隣接し鉄道貨物駅が立地している。現行では、海上コンテナを取扱っていないが、スーパー中枢港湾として横浜港が一層国際競争力を強化するためには国内フィーダー輸送の拡充が必要であり、今後はその立地特性を活かして、海上コンテナの取り扱いを開始する予定である。そこで、ターミナル内専用で使用されている未登録のトラック等が、そのままターミナルゲート外へ出て、ターミナルと鉄道駅間の移送を行い、この間をターミナル内の荷役と同様の扱いとすることで、効率的な輸送の実現を図りたい。ついでに、未登録の自動車であるターミナル内専用車両が、移送区間となる本牧ふ頭内において、未登録のまま走行できるよう規制を緩和措置されるよう要望する。	コンテナターミナル内でコンテナ移送を専門に行う車両は、ターミナル外の一般道を使用しないことから、ほとんどがナンバー登録の無いターミナル内の荷役専用車両である。今回の申請は、このコンテナターミナルから、近接する鉄道駅までの道路区間において鉄道へのコンテナ貨物の積降を目的とした移送を、道路運送車両法上未登録のトラックで行うことによって、ターミナル内での荷役の一環として鉄道駅までの移送を可能にすることで、移送の効率性を高めるもので、スーパー中枢港湾の目標であるリードタイムの短縮や港湾コストの低減が期待される。なお、本牧ふ頭内と一般道路の間には、門扉が設置されており、関係者以外立ち入り禁止となっている。昼間は交通量が多く、車両のチェックは行っていないが、夜間は門衛を配置している。道路運送法第二条に規定されている道路の定義、「一般交通の用に供する場所」にあたらないと解釈することは充分可能であると考えられる。	横浜市	横浜市港湾局	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。
1160	11601030	強制水先区の見直しによる水先料金の低減化	東京港と横浜港を移動する船舶は、水先人(東京港の水先人、東京湾の水先人、横浜港の水先人)のきょう導により航行することとなります。安全性を考慮しつつ、1人の水先人で一体的に水先業務を行えるような特例の実現をお願いします。	水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	スーパー中枢港湾を目指す上で、東京湾内における港湾相互間の連携が求められていることから、京浜港内相互間の移動は、1人の水先人できょう導できるよう特例の実現を、お願いするものです。	横浜市	横浜市港湾局	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1160	11601040	水先料金制度の更なる見直し	横浜港における水先料金については、きょう導距離の見直し等が行われたところですが、更なる料金低減化を実現して頂くようお願いします。	水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	特区指定に合わせて特区以外の水先料金との差別化(格差)をお願いします。 国土交通省が進める「スーパー中枢港湾」は、港湾コスト3割減を目標としており、更なる料金低減が必要と考えます。	横浜市	横浜市港湾局	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。
1160	11601050	強制水先の必要な船舶の範囲(対象船舶の大きさ)の見直し	港域に設定された強制区(横浜川崎区)において、強制水先の対象となる船舶の大きさを、3千総トン以上から1万総トン以上にすることで、水先料金の低減化を図ります。	水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	現港湾計画の最終年度(平成17年度)を目処として見直すとのことですが、横浜港の現港湾計画における主たる整備である本牧・突堤間の岸壁が完成したことから、対象船舶の大きさについても他の主要港と同水準となるよう、見直しをお願いしたいと考えるため。	横浜市	横浜市港湾局	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。
1160	11601020	スーパー中枢港湾における内航ネットワーク強化のための諸規制の緩和	取扱が増加している外航フィーダーに対抗し、スーパー中枢港湾の国内フィーダー輸送を強化するため、次の諸施策を講じられるよう要望する。 カボタージュ規制の緩和	スーパー中枢港湾として、躍進著しいアジア諸港との競争力を発揮していくためには、外航フィーダーに対抗しうる内航輸送ネットワークの強化が喫緊の課題となっている。そのためには、競合関係にある韓国、台湾等東アジアの港湾に接続する外航船と我が国内航船との競争条件を整えることが必要不可欠である。そこで、内航海運への支援について次の措置を講じられるよう要望する。 外国籍船との燃料費の価格格差を解消するための「内航船の燃料油に係る石油石炭税の軽減措置」 「内航船の固定資産税(を外港船並みに)軽減措置」 国際競争力強化が求められる中、上記の税制措置が講じられなければ、内航海運の競争環境は整わず、スーパー中枢港湾である本港への貨物の集中も見込めない。そこで、この税制措置が講じられなかった場合の代替措置として、 カボタージュ規制の緩和 について併せて求めるものである。	これまで、業界を中心に内航海運に対する振興支援の要求を幾度と無く行ってきたが実現には至っていない。 釜山港等と国内地方港を結ぶ外航フィーダーが増加する中、これに対抗する内航海運への支援は緊急性を要しており、何ら具体策が講じられない状況を改善するためには、カボタージュ規制の緩和による外国籍船の活用も選択せざるを得ない。 カボタージュ規制の緩和については、これまで特区での要望をしてきたが、相互主義を理由に採用されてこなかった。しかしながら、たとえばマレーシアではシンガポール港フィーダーを国内フィーダーに転換させるため、内航海運の弱体と言う現実を踏まえつつカボタージュを撤廃し成果を挙げている。また、韓国においても、外国船社が近年、光陽港でトランシップを行っていた貨物を中国港湾に移す傾向にあることから、これを是正し、光陽港を活性化させるための措置として、17年6月から、光陽港-仁川港間でカボタージュ規制の緩和を行っている。	横浜市	横浜市港湾局	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1165	11651010	さいたま新都心合同庁舎使用要件の緩和	さいたま新都心になる国合同庁舎等の映像撮影等にかかる使用要件について、一定の要件を満たしている場合には、使用の許可を弾力的に認める。	埼玉県では、映像関連産業の集積・郷土意識の醸成・観光振興を進めるため、相談窓口(以下「彩の国ロケーションサービス」という。)を開設し、映画・テレビ等の制作の支援を行っている。彩の国ロケーションサービスでは撮影場所の相談等を受け付け、積極的にロケ隊の誘致を進めている。県内での映像制作者側の関心の高い場所として、国・県・さいたま市・民間事業者などの様々な都市型施設が集積し、新時代の様々な価値を育む創造的な都市空間といえる。さいたま新都心があげられる。しかしながら、国施設である合同庁舎1号館、2号館及び月のひろばについては、土・日曜祝祭日においても、その使用が厳格に制限されている状況である。そこで、撮影希望の多い、このさいたま新都心での撮影を実現するため、埼玉県が窓口になり支援している映画・テレビ等の撮影については、国施設等(執務室を除く)の使用許可に当たって、弾力的な対応をしていただきたい。	映画やテレビ等のロケーション場所として、さいたま新都心合同庁舎を積極的に活用せよと、さいたま新都心のにぎわいづくりを進めるとともに、映像等を通じてその魅力を発信していきたいため	埼玉県	埼玉県	さいたま新都心にぎわい創出化構想	埼玉県では、映像関連産業の集積・観光振興を進めるため、県が相談窓口(以下「彩の国ロケーションサービス」という。)を開設し、映画・テレビ等の制作の支援を行っている。県内での映像制作者側の関心の高い場所として、さいたま新都心があげられるが、国施設である合同庁舎1号館、2号館及び月のひろばについては、土・日曜祝祭日においてもなお、その使用が厳格に制限されている。そこで、さいたま新都心での撮影を実現し、県内映像関連産業の活性化とさいたま新都心の更なる活性化を図るため、県が窓口になり支援している映画・テレビ等の撮影について、国施設等(執務室を除く)の使用許可の弾力的な対応をお願いするものである。
1168	11681010	シラス地盤の急傾斜地を活かした防災兼用型建築物を造る特例	昭和44年施行の急傾斜地法を一部改正 鹿児島県建築基準法施行条例の一部改正 シラス地盤における斜面地建築物技術指針及び施行マニュアルを産学官連携で新しく作成する(新しい工法の為現在まだ技術指針がない)	シラス地盤の急傾斜地に土留擁壁の役目をする防災を兼ねた建築物を構築する。本来、利用価値がなく急傾斜地崩壊防止工事を国、県、市がすべき箇所に生産性の高い建築物を造ることにより民間で実施できるので公共工事としての財政負担が大幅に軽減される。また国は財政負担が軽減された幾分かを地域再生資金的意味で急傾斜地に崩壊防止工事を兼ねた建築物の民間事業主に対し支援して頂きたい	鹿児島県は郊外、市街地を問わずシラス崖地が数多く点在している。火砕流が凝結した一次シラスは1平方メートル当たり50トンを超す地耐力があり活用の仕方によっては良好な建築地盤になり得る。しかし崖下、崖上の近隣住民は日々不安といつまでも地域が活性化できない思いがあり公共工事としての予算が付くまで順番を待つか、たとえ予算が付いても現行では法面保護工事なので崖の恐怖が消える訳ではなく根本解決にはなっていない。今後、特例により民間で防災を兼ねた生産性の高い建築物が出来ることにより迅速かつ根本的な問題解決を図れる	鹿児島県	リード建築設計株式会社	シラス崖地を防災を兼ねた建築物で活用する	シラス地盤の急傾斜地に土留擁壁の役目をする防災を兼ねた建築物を構築する。本来、利用価値がなく急傾斜地崩壊防止工事を国、県、市がすべき箇所に生産性の高い建築物を造ることにより民間で実施できるので公共工事としての財政負担が大幅に軽減される。また国は財政負担が軽減された幾分かを地域再生資金的意味で急傾斜地に崩壊防止工事を兼ねた建築物の民間事業主に対し支援して頂きたい。添付資料 2、4、5、6
1168	11681020	公共用地(未利用の県道敷き)の民間払い下げの特例	鹿児島市田上1丁目の急傾斜地崩壊危険区域(県道敷き)を平成14年9月に民間事業主の代理で当社が県に払い下げ申請を行った結果「道路の一部として管理する必要があることから、払い下げることはできません」H14・11・25(鹿士第561号)県土木事務所長の回答有り。県道敷きとも言えども未利用部分で道路の為になくてはならないものではないので県は内容を検討し地域再生に寄与するものであれば払い下げるべきである	本件急傾斜地は一次シラスの軟盤岩的特性を持つ斜面を活用した建築物を構築するには最適な地盤である。日当たり、眺望、交通の便など居住空間にも最適な環境である。県はここに分譲型の集合住宅を作りたいと提案します。もし県営での事業が無理なら、民間事業で行うための行政的協力をお願いしたい。 資料添付 3 資料添付 7 資料添付 8	道路敷きとなっているこの急傾斜地に対し県は毎年多額の維持管理費を使っているが建築物によって崩落の危険が改善されれば国や県は無駄な出費がなくなる。近隣住民の崖の崩落災害への恐怖感がなくなり地域再生的相乗効果は大きい。急傾斜地にもたれかけの建築は全国でも初めてのケースで民間事業としてはなかなか採算面に乗せにくいこともある	鹿児島県	リード建築設計株式会社	シラス崖地を防災を兼ねた建築物で活用する	シラス地盤の急傾斜地に土留擁壁の役目をする防災を兼ねた建築物を構築する。本来、利用価値がなく急傾斜地崩壊防止工事を国、県、市がすべき箇所に生産性の高い建築物を造ることにより民間で実施できるので公共工事としての財政負担が大幅に軽減される。また国は財政負担が軽減された幾分かを地域再生資金的意味で急傾斜地に崩壊防止工事を兼ねた建築物の民間事業主に対し支援して頂きたい。添付資料 2、4、5、6

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1171	11711010	公営住宅入居許可更新制度の創設	<p>当市においては、入居後の収入増による収入超過が約320件、同居者の減少による単身入居が約320件という状況であり、約350件の入居希望者が長期間待機している状況が続いている。</p> <p>これらの問題を解消するため、太田市の公営住宅全入居者に対して新たに5年毎の入居許可の更新制度を創設し、新規入居者、既入居者を問わず定期借家契約を取り交わすことにより、契約期間満了時に入居申込み時の入居基準で収入基準や世帯入居等の入居資格を再審査し、欠格者は住宅を退去してもらうこととする。</p> <p>この更新制度の創設により、入居希望者や既入居者との入居資格の公平を図ることができ、本来の住宅に困窮する低所得者の早期入居が促進される。</p>	<p>公営住宅法により入居時の資格審査は厳格であるが、入居後の収入増による収入超過者、同居者の減少による単身入居者等が生じても現行制度では見直しができず、一生住み続けることも可能である。当市においては、入居申込み時の入居基準に該当しない収入超過者(約320件/H16.12)、50歳未満の単身入居者(約320件/H17.6)など多くの人が長期間使用している状況が見られるため、多数の入居希望者が長期間待機している状況が続いている。これらの問題点を解消するため、公営住宅法に捉われることなく契約更新制度を導入し、新規入居者、既入居者を問わず太田市の公営住宅全入居者に対して5年間の定期借家契約を取り交わし、契約期間満了時に再入居申込みを行い、新規申込み時の入居基準で収入基準や世帯入居等の入居資格を再審査し、入居基準に該当しない欠格者は住宅を退去してもらうこととする。</p> <p>収入超過者については、市内に5ヶ所ある特定優良賃貸住宅等への住み替え、単身者については雇用促進住宅等への住み替えを促すことにより、民間賃貸住宅の需要を拡大するとともに、退去者の居住の安定を図りながら、入居希望者(約350件/H17.6)と既入居者(約2,800戸/H17.6)の入居資格の公平と、本来の公営住宅の対象である住宅に困窮する低所得者の早期入居を促進する。</p>	<p>当市の公営住宅において、高額所得者については、近傍同種の住宅の家賃の徴収及び住宅の明渡請求が可能のため、現実に住み続けることができなくなっている。しかし収入超過者については、割増し家賃の徴収や明渡し努力義務の周知により、入居希望者の長期入居待ちの解消に努力しているところであるが、明渡しはあくまで努力義務にすぎず自主退去を待つという実態があるため、根本的な問題の解決に至っていない。原因は民間住宅と違い公営住宅には更新制度がなく、住宅の明け渡しについて強制力がないためである。そこで、本来公営住宅が対象とすべき住宅に困窮する低所得者が多数入居を待ち望んでいる現状からみて、収入超過者等の新規入居資格に該当しない既入居者に対し、住宅の明け渡しについて積極的な対応を図れるよう、入居許可の更新が可能な制度を創設し、当市の公営住宅全入居者に対して5年毎に入居許可期間を満了とし、再入居申込みを行ったうえで入居資格を再審査し、入居基準に該当しない欠格者には住宅を退去してもらうことで入居希望者と既入居者との入居資格の公平を図り、本来の住宅に困窮する低所得者の早期入居を促進する。</p> <p>構造改革特区第5次提案管理コード1230210の明舞団地再生構想(現明舞団地再生計画)の再検討要請に対し「公営住宅に定期借家制度を導入することは、原則論としてはなじむものではないが、入居者の個別の事情や地域の特殊事情に対応して、施策対象者や施策対象住宅を限定し、定期借家契約の契約期間満了に伴い退去する入居者の居住の安定確保にも十分配慮した上で、一定の限定的な場合に、事業主体が独自の判断で定期借家制度を適用することとしても差し支えないと考えられる。」と回答しているが、太田市は「入居者の個別の事情や地域の特殊事情に対応」するものでなく、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸するという公営住宅本来の制度目的に沿い、公営住宅法による入居時の資格に該当するものに優先的に入居を認めようとするものである。また、「施策対象者や施策対象住宅を限定」するものでなく、市内の公営住宅全部を対象とし、かつ新規入居者だけでなく、既入居者を含めたすべての入居者を対象としているため本提案を行うものである。</p>	群馬県	群馬県太田市	公営住宅入居許可期限(再入居申込み)制度導入特区	<p>収入超過者や3LDK等広い住宅での単身入居者等の長期間入居により、本来の入居対象である住宅に困窮している低所得者世帯の入居が阻害されている現状を改善するため、5年毎に入居許可の更新(再入居申込み)を行い、収入基準や世帯入居等の入居資格を再審査することにより、入居基準に該当しない欠格者は入居許可期限切れにより住宅を退去してもらうこととする。既入居者も新入居申込者と同じ入居基準で5年ごとに再審査をすることで入居資格の公平を図り、本来の住宅に困窮する低所得者の早期入居が促進されるように改善すると共に、公営住宅の目的が達成できる制度の導入を図る。</p>
1175	11752020	サーマルリサイクルに向けての木質バイオマスの具体的な有効利用について	<p>建設リサイクル法第16条において「再資源化施設が50km以内でない場合は縮減可」となっているが、「隣県を含む100km以内にサーマルリサイクル施設がない場合」という規制の追加を義務づけてほしい。</p>	<p>福島県の場合は面積も広いことから規制範囲を広めることで、より多くの木くず単純焼却せずを有効利用したい。</p>	<p>今まではバイオマス発電施設が全国的にもなかったため単純焼却もやむを得ないが、大信村にできる発電所は自給自足の発電ではないため「木材」であれば全てサーマルリサイクルが可能である。サーマルリサイクルを優先することでより具体的にCo2削減が図れる。</p>	福島県	日本樹木リサイクル協会、(株)ミツヤマグリーンプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想	<p>福島県内に大規模な自給自足型ではない、100%売電の木質系発電所施設が稼働する。バイオマス=新エネルギーとして法的に認知されたものの、既存の施策のままではせっかくの有効な資源が活用されない。</p> <p>「一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、木くず=新エネルギー-燃料」としての新たな認識のもと、次世代のエネルギーとしての貴重な資源を無駄なく有効利用するために環境価値の高い処分方法を選択するよう義務づけ(但し100km以内にサーマルリサイクル施設がある場合)することを提案するものである。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1177	11771010	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化拡大	「特区整理番号1204、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業」(平成17年3月11日道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令により全国展開された事業)においては、自動車運送船(埠頭)と駐車場および自動車整備工場その他関連施設間の商品車の回送となっている。	マグネット式で柔らかい材質を採用するなど車体に傷が付き、取付け取外し作業が省力化される回送運行許可番号標の使用を可能とすることにより、自動車回送運行作業の円滑化・効率化を図る。	本件提案は、左記関連事業であり、商品車の保管場所への移動を主目的とした、工場と駐車場間、工場間又は駐車場間の回送においても、仮ナンバーの柔軟化事業の対象とするものである。 具体的には、現在、これらの回送において、仮ナンバーを用いた自走による輸送を行っているものを、「水島港国際物流・産業特区」として認定されている水島港臨港地区においては、マグネット式で柔らかい材質の番号標を採用するなど車体に傷が付き、取付け取外し作業が省力化される回送運行許可番号標の使用を可能とすることにより、自動車回送運行作業の円滑化・効率化を図るものである。	岡山県	水島コンビナート競争力強化検討委員会、岡山県、岡山県倉敷市、旭化成ケミカルズ(株)、(株)クラレ、JFEスチール(株)、(株)ジャパンエナジー、新日本石油精製(株)、中国電力(株)、三菱化学(株)、三善女子生活活動法人じゃんけんぼん、特定非営利活動法人ひろせ会、特定非営利活動法人尾瀬なでしこの会、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ歓フアン、特定非営利活動法人かけはし、特定非営利活動法人わたらせらいフサビス、特定非営利	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化拡大事業	自動車生産事業者が工場で生産した商品車を保管場所(駐車場)への移動を目的として運搬する際に、簡易回送運行許可番号標の使用を可能とすることにより、自動車回送運行作業の円滑化・効率化を目的とする。 このことにより、企業のコスト削減や事務量の削減が図られ、企業の競争力および流通機能の向上・強化につながる。
1179	11791010	NPO等による福祉有償運送の運送主体及び運送の対象の拡大	福祉有償運送の運送主体として法人格のない団体も認めるとともに、運送の対象として日常的な移動手段のない高齢者及び保育所・学童保育に通う児童を加えること。	ガイドラインにおいては、福祉有償運送の運送主体として法人であることを求め、運送の対象として要介護者等移動困難者に限定しているが、運送主体として指揮・命令系統が明確にされ組織体制が整っている任意団体にまで拡大するとともに、移送の対象として日常的な移動手段を持たない高齢者や保育所・学童保育に通う児童にまで拡大する。 なお、本提案が採用され、特区認定がなされた場合において、すでに現行ガイドラインに基づく手続きを経て、許可を受けているときは、移送対象拡大部分についても許可を受けたものとみなすこと。	平成16年3月に提示されたガイドラインは、福祉有償運送を一定の要件のもと合法的に行える道を開いたが、助け合いの精神から現在実施されているNPO等によるボランティア移送の活動が制限される内容となっており、今後のボランティア活動の芽が摘まれることが懸念されるほか、公共交通機関が脆弱な群馬県の実情に鑑みると、結果的に移動制約者の生活に不便を強いことが予想されるため。	群馬県	特定非営利活動法人じゃんけんぼん、特定非営利活動法人ひろせ会、特定非営利活動法人尾瀬なでしこの会、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ歓フアン、特定非営利活動法人かけはし、特定非営利活動法人わたらせらいフサビス、特定非営利	ボランティア移送特区	我々提案団体は、公共交通機関が脆弱な群馬県において、助け合いの観点からわずかな利用者負担で提供されているボランティア移送が新たな公を形づくる上での一つの重要な活動である自負している。 こうした活動が今後も継続できるよう、ガイドラインにおける規制事項のうち、実施主体の法人への限定部分及び移送対象の要介護者等への限定部分を緩和し、法人格のない団体が合法的に移送を実施することができる道を拓くとともに、日常的な移動手段を持たない高齢者や保育所・学童保育に通う児童にまで移送対象範囲を拡大し、より広い意味での移動制約者の生活の利便性を確保しようとするものである。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1185	11851010	市街化調整区域における小規模多機能型居宅介護施設開設	市街化調整区域における小規模多機能型居宅介護施設を都市計画法29条1項3号による適用外施設として認めいただくよう規制の緩和を求めます。これまで、「社会福祉施設」が適用外施設として認められてきましたが、小規模多機能型居宅介護施設は、これまで、どの法律にも位置付けがなく、当然、都市計画法における「社会福祉施設」としても認められていません。平成18年度4月施行の介護保険法で老人福祉法の改正により老人居宅生活支援事業に位置づけられることになっており、介護保険法を根拠に、社会福祉施設の解釈を広げていただくよう求めます。	市街化調整区域で小規模多機能型居宅介護施設を開設します。 小規模・多機能サービスとは、「介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でこれまでの生活を維持し、尊厳を持って自分らしく暮らしたい」という高齢者の思いに応える平成18年度4月の介護保険法の改正のなかで位置付けられることになっているサービスです。これまで、制度として位置付けられていない中で、日中そこに通ったり、一時的に泊まったり、緊急時や夜間にそこから自宅に訪問してもらったり、自宅での生活が難しくなった場合にはそこに住んだり、利用者や家族の状態に応じて、さまざまな介護サービスが切れ目なく在宅に届けられ、「365日・24時間の安心」が提供されてきました。 これまで、都市計画法において「社会福祉施設」が適用外施設として認められてきました。小規模多機能型居宅介護施設は、これまでどの法律にも位置付けがされていなかったため、「社会福祉施設」としても当然位置付けられておらず、市街化調整区域に開設することが困難と成っています。しかし、小規模・多機能型サービスは、地域の生活にできるだけ近い形でサービスを行われることが望ましい形となります。	市街化調整区域においては、原則として開発は認められておらず、新たな小規模多機能型施設の開設が困難と成っています。小規模多機能型施設の本来の特徴を活かす為にも、市街化調整区域においても、公益施設の必要性が認められれば、可能になります。これまで、根拠法がなかったのですが、改正介護保険法により、位置付けがされるため、根拠としても位置付けが可能となります。 これまで、法の壁により県、市に開発許可も認められない状況です。	愛知県	特定非営利活動法人 菜の花	市街化調整区域における小規模多機能型居宅介護施設開設	市街化調整区域における小規模多機能型居宅介護施設を都市計画法29条1項3号による適用除外施設として認めていただくよう規制の緩和を求めます。これまで、都市計画法において「社会福祉施設」が適用除外施設として認められてきました。小規模多機能型居宅介護施設は、現状「社会福祉施設」としても位置付けられておらず、都市計画法に基づく開発許可申請ができない状態にあります。市町村の福祉施策、都市計画の観点から支障がない旨の市町村長の同意が必要となるために、都市計画法の規制緩和を求めます。
1190	11901010	周辺環境に調和した道路標識特区	道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、標識板の寸法、柱の色彩および背板の色彩等に関して、全国一律に規定されている。道路標識の表示機能には影響を及ぼさない範囲において、安全かつ円滑な交通を確保できることを前提として、当該命令のうち、道路標識の標識板の寸法、柱の色彩、標識の背面の色彩等に関しては、地域特性に応じた柔軟な運用をできるようにする。	1, 寸法 現行では、道路標識のうち、規制標識及び指示標識については、特別な必要がある場合、規定の寸法の2分の1まで縮小できることとしているが、この対象を道路標識全般に拡大する。 「特別な必要がある場合」を、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として地域の特性および事情に応じて変更可能とする。 2, 柱の色彩 現行では「原則として、白色又は灰色」としているところ、地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが可能とする。 3, 背板の色彩及び形状・裏面の色彩 現行では、色彩は「白色又は灰色」、形状は「正方形又は長方形」としているところ、地域の特性に応じた適切な色彩および形状を選定することが可能とする。また、裏面の色彩についても、選定することを可能とする。	道路標識の表示機能には、影響を及ぼさない範囲において、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として、寸法、柱の色彩および背板の色彩等を周辺環境に調和して柔軟に運用できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となる。このことにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた、金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資する。	石川県	金沢市	「周辺環境に調和した道路標識特区」	道路標識については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、全国一律に規定されている。道路標識の表示機能には影響を及ぼさない範囲において、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として、寸法、柱の色彩および背板の色彩等を周辺環境に調和して柔軟に運用できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となる。このことにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた、金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1194	11941010	河川法第24条の占用要件等の緩和(河川敷地占用許可準則第6・第7)	市町村・民間企業・NPO法人等が花畑や市民農園等の公共耕作地として河川敷を利用する際に、河川敷の占用を認める。	市町村等の公的主体とともに、公益性、非収益性等の一定の基準を満たしたNPO法人等に、花畑や市民農園などの公共的耕作地として河川敷の占用を認め、河川敷を有効に活用しつつ、占用部分を含む一定区域の清掃、除草作業や、日ごろの河川監視、通報などの管理業務を実施してもらう。	現在、河川敷を農地として新規に占用許可することは原則として認められていない。 占用許可基準としては、平成17年5月20日付け事務連絡「包括占用の利用に係る手引きについて」があり、他県において市町村が自ら設置した「親水施設」の一部を農園(レクリエーション施設)として一時的に利用することができるかと解釈して運用している例がある。 しかし、この手引きにおいては、河川敷全体を長期に渡って花畑、市民農園等の公共的耕作地として利用すること、また占用の許可主体が「地方自治体及び公益法人等」の公的主体となっており、NPO法人や民間企業、地域住民等を直接相手方とした占用の許可は認められないと考えられる。 一方で、河川敷の清掃・除草等に関する住民ニーズは高く、行政はそのニーズに応えるには高頻度の管理作業を必要とする。地域住民に河川敷を開放することで、花畑や市民農園の手入れや美化活動などの主体的な活動を展開し、自らが河川管理に参画する仕組みを構築する。 これら取り組みを通じ、河川への愛着、環境保全の意識を高めることで、住民自らの手で河川環境を整備していくことには、大きな意義がある。	山形県	山形県	最上川環境共生圏形成計画	市町村・民間企業・NPO法人等が花畑や市民農園などの公共耕作地として河川敷を利用する際の河川占用許可基準の緩和 統合河川環境整備事業の改革又は一部交付金化 地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設)の対象事業の拡大
1195	11951010	道路の車路部分において、緑化が行えるよう規制緩和を要求	道路の車路部分において、緑化が行えるよう規制緩和を要求	横浜市中区にある寿町の路面緑化により地域の廃車・粗大ゴミの不法投棄の防止、治安向上、イメージの向上を図る。	特区対象地域である横浜市中区の寿町は、交通量が少ないわりに車幅が広く、路上駐車、廃車、粗大ゴミの流入が、深刻な問題となっている。さらに地域住人である生活保護者の人々が歩道や、路上に座り込んでいる状況が、さらなる悪影響を創り、街全体のイメージダウンとともに治安の悪化を引き起こしている。この状況を改善していく方法として、 ・車道の一方通行化による車幅の縮小 ・空いた部分の緑化 ・車道部分にも車が通行できる状況での緑化を行うことで、不法投棄を抑制し、街全体のイメージに変化を与えることを目的とし、さらには緑化によるヒートアイランド抑制も行っていく。	神奈川県	Funnybee株式会社	車道芝生化計画 -YOKOHAMA KOTOBUKI STYLE 構想-	特区対象地域である横浜市中区の寿町は、交通量が少ないわりに車幅が広く、路上駐車、廃車、粗大ゴミの流入が、深刻な問題となっている。さらに地域住人である生活保護者の人々が歩道や、路上に座り込んでいる状況が、さらなる悪影響を創り、街全体のイメージダウンとともに治安の悪化を引き起こしている。この状況を改善していく方法として、 ・車道の一方通行化による車幅の縮小 ・空いた部分の緑化 ・車道部分にも車が通行できる状況での緑化を行うことで、不法投棄を抑制し、街全体のイメージに変化を与えることを目的とし、さらには緑化によるヒートアイランド抑制も行っていく。
1197	11971010	建築基準法の用途制限緩和	第1種低層住居専用地域で旅館建設の許可	亡くなった両親や独立した子供の部屋を観光客の宿泊施設に改装して家具調度を揃えB & B形式の個人宿を営業が出来る様になれば、ミニ開発による住宅環境と文化の破壊が少なくなり、定年退職者の就労と内装業者への経済効果が生まれる。	個人の資産の大部分は住宅であり、これを生かして、欧州でよく見受けられる様な個人のB & B形式の宿を開業しようとしてもそれなりの屋敷は第1種低層住居専用地域にあることが多く、旅館にあたる為建築規制を受けていてコンバージョン出来ない。	京都府	個人	B & B個人宿構想	日本が観光立国を目指すに際して、旅館業法に定める宿泊施設のカテゴリーは硬直的であり、多様化して外国人観光客が旅行会社のプランに拠らない、旅行の計画が出来るよう宿泊施設のバリエーションを追加し個人的な日本旅行が出来るように改革します。第一歩として高齢化社会の活性化と文化的社会資産とし価値ある個人の住宅をコンバージョンして、日本を訪れる少数の外国人家族や、グループが安心して低料金で快適に宿泊できるB & B形式の宿のモデルを確立、営業者は現役時代の海外赴任や外国人との取引の経験等を生かし、日本や地域社会について草の根で国際交流が行えるよう一定の研修を行う。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1200	12002010	NPO法人や漁業者、釣船事業者が実施する旅客不定期航路事業の社会実験に対する支援	旅客不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可又は国土交通大臣への事前届出が必要とされているが、地域経済に与える影響、需要動向、収支予測等を図るため、社会実験として不定期航路事業を行う者については、当該実験期間に限り許可等を不要とする。	NPO法人や漁業者、釣船事業者が、地域内の河川等を活用した水上運送の事業可能性を図るため、社会実験を実施する。事業として成立する場合には、NPO法人の新たな体験プログラム創出や漁業者の新たな事業展開につながり、地域の活性化が図られる。	地域にとっては初めての試みで、かつ、NPO法人や漁業者、釣船事業者の資金力が脆弱なこともあり、当初から許可等を取得し事業として実施するにはリスクを伴うことから、事業としての成立可能性や地域社会に与える影響を調査するために社会実験を実施する必要がある。	茨城県	茨城県	水辺空間創造プロジェクト	本県が有する豊富な水辺空間を活用した水上運送などの水辺活用事業を、NPO法人や水揚量の減少等から厳しい経営状況にある漁業者及び釣船事業者などと連携して展開する。そして、地域の交流を促進する新たな体験プログラムを創出するとともに、漁業者及び釣船事業者の新たな活動の場を形成し、もって地域の活性化を図っていく。
1200	12002020	NPO法人や漁業者、釣船事業者が実施する旅客不定期航路事業の社会実験に対する支援	旅客不定期航路事業を営む者の航路については、起点と終点とが一致する航路であるとされているが、河川を活用する事業については、上記社会実験の期間に限り、起点と終点とが一致しない航路を認める。	NPO法人や漁業者、釣船事業者が、地域内の河川等を活用した水上運送の事業可能性を図るため、社会実験を実施する。事業として成立する場合には、NPO法人の新たな体験プログラム創出や漁業者の新たな事業展開につながり、地域の活性化が図られる。	現在想定される航路の起点と終点を一致させることができないため。	茨城県	茨城県	水辺空間創造プロジェクト	本県が有する豊富な水辺空間を活用した水上運送などの水辺活用事業を、NPO法人や水揚量の減少等から厳しい経営状況にある漁業者及び釣船事業者などと連携して展開する。そして、地域の交流を促進する新たな体験プログラムを創出するとともに、漁業者及び釣船事業者の新たな活動の場を形成し、もって地域の活性化を図っていく。
1204	12041010	旅行業の登録等が必要となる対象事業範囲の緩和に関する特区	まちおこしグループや地域の観光ガイド団体等が、宿泊を伴わない簡易な旅行事業を単発的かつ非営利目的で実施する場合は、旅行業の登録(形体によっては、一般旅客自動車運送事業の許可も)を不要とする。 (特例事業となるための要件案) 実施主体が、公益目的又は非営利目的で組織された団体であること。 企画された事業の内容が「宿泊」を伴わないこと。 同一主体による事業の実施が年数回程度であること。 当該事業の参加者から徴収する料金が実費の範囲内であること。	事業の具体例 非営利目的の任意団体等が、一般参加者を募集し、旅館が所有する当該宿泊客送迎専用バスを使用して、観光ガイドを行いながら鳥取市内の観光地、文化施設などを周遊(昼食付き)する。参加者からは、運賃、食事代、ガイド料、案内先資料代等一括して 円(徴収した参加料ではバスの借り代も出ない程度)徴収する。 効果 地域の観光振興と旅行者の利便向上	現行制度では、報酬を得て、運送又は宿泊のサービスのほか、これらに付随した観光、ガイド等のサービスの提供を計画し、旅行者を募集して当該事業を実施するためには、旅行業の登録(形体によっては、一般旅客自動車運送事業の許可も)を受けなければならない。この規制は、事業者が日常的な業務として実施する場合でなくとも適用される。また、旅行者として登録されるためには、供託金や保有資産として数百万円から一千万円を超える資金を有していることが必要であり、まちおこしグループや地域の観光ガイド団体などが参入することは事実上困難な状況である。しかしながら、このような団体による観光ガイド等を含めた旅行サービスが提供されれば、地域の一層の観光振興のために非常に効果的であり、かつ、旅行者の利便の増進にも大きく寄与すると考える。以上より、まちおこしグループや地域の観光ガイド団体等が、宿泊を伴わない簡易な旅行事業を単発的かつ非営利目的で実施するような場合は、旅行業の登録等を不要とする特例を提案する。	鳥取県	鳥取県	旅行業の登録等が必要となる対象事業範囲の緩和に関する特区	現行制度では、報酬を得て、運送又は宿泊のサービスのほか、これらに付随した観光ガイド等のサービスの提供を計画し、旅行者を募集して事業実施するためには、旅行業の登録等を受けなければならない。その登録を受けるためには相当額の資金を有している必要があり、まちおこしグループ等が参入することは事実上困難である。しかしながら、このような団体による観光ガイド等を含めた旅行サービスの提供は、地域の観光振興に非常に効果的であり、旅行者の利便の増進にも大きく寄与する。以上より、まちおこしグループ等が一定の要件のもとに簡易な旅行

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1210	12101010	NPO法人立学校施設の建築基準判断を特区長へ委譲	建築基準法における学校の基準の判断を、各申請自治体の長に全て委譲する。特区長は施設の現状を判断し、安全面を重視しながら独自の基準を設定する。	新たにNPO法人立学校を設立し運営する場合において、既に活動の拠点としている施設を中心にして、申請自治体の長が独自に判断し、「学校」としての活動することの可能性が確認できれば、用途変更ができるものとする。	当法人が新たにNPO法人立学校を設立し運営する場合において、校地校舎の自己保有案件が緩和されたとしても、建築基準法における学校の基準を満たす施設を確保することは困難であり、既に活動の拠点としている施設を、申請自治体の長が独自に判断し、「学校」への用途変更ができるものとする。	京都府	NPO法人 京田辺シュタイナー学校	NPO法人立学校施設の建築基準判断を特区長へ委譲	NPO法人が新たに学校を設立し運営する際において、校地校舎の自己保有案件が緩和されたとしても、建築基準法における学校の基準を満たす施設を確保することは困難であり、既に活動の拠点としている施設や新たに借り受ける施設を学校として利用する際には、申請自治体の長が独自に判断し、「学校」への用途変更ができるものとする。
1211	12111010	河川敷地占用許可準則の包括占用の特例にかかる規制の緩和	河川敷地占用許可準則の第三章で規定されている包括占用の特例について、当該河川敷地の民間主導による柔軟かつ計画的な活用が、著しく地域の活性化等に資すると認められる場合には、1) 包括占用の許可を受ける主体として、民間事業者、NPO法人や地方公共団体等による地域参加型の協議会を追加すること、2) 又は、市町村が包括許可を受けた後の具体的な利用に関して、市町村は、民間事業者、NPO法人等による地域参加型の協議会と協議の上、決定しなければならないこと	プロムナードの整備による屋外イベント空間、オープンカフェ、水上カフェ等の整備・屋外イベント空間における通年計画による各種イベント事業の創出(びわこ音楽祭など)・琵琶湖の水環境保全のシンボルとしての琵琶湖ピオトープの設置	本プロジェクトの想定地域は、大津港周辺であり、かつ中心市街地でもあるため、民間主導により、地域の一体的で計画的な利活用を行うことが、観光誘客等にとって極めて効果的である。しかしながら、当該想定地域の一部である河川区域の利用に関しては、一件ごとの許可であるなど、計画的な利用を行いく、また地域の民間事業者や経済団体等の意向が必ずしも十分には反映されていないのが現状である。したがって、当該河川敷地の保全を図りつつ、当該敷地の一体的かつ計画的な利用を行うため、現行の包括占用制度を活用しつつ、これに民間事業者等の地域協議会が主体的に参画できるスキームを作ることが必要である。	滋賀県	浜大津観光協会	浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト	かつては、琵琶湖水運の中心であり、賑わいの中心でもあった浜大津・大津港周辺地区において、琵琶湖景観などの優れたポテンシャルを活用しながら、誘客効果を高め、観光拠点、中心市街地としての「人の賑わい」を取り戻す。このため、包括的な土地利用を可能にすることや導入機能の充実を図るための支援措置を今回、新たに提案し、その上で、当該地区における観光施設及び関連施設の一体的な整備・運用等を目指す。計画推進にあたっては、浜大津観光協会、地元企業、NPO 団体等からなる「ウォーターフロント再生委員会」(仮称)を推進母体として結成し、県市の協力を求めつつ地域再生計画案等の作成を行っていく。
1221	12211010	建築基準法の緩和	建築基準法では、学校や公営住宅等、特殊建築物は防火安全対策のため木造化を規制しているが、耐火性能検証法により木造化が可能であるとなっている。 しかし、この検証法では、設計・施工に大きな時間と経費を要し、現実的には困難な状況にある。 このため、建築基準法における特殊建築物の仕様規定について、過去の耐火性能検証法認定事例等から、普遍的に性能が確保できる木造部材等を追加することを検討してもらい、仕様規定の緩和を行うことで公共施設の木造化を推進する。	建築基準法では、学校や公営住宅等は防火安全のため木造化を規制しているが、3,000㎡以下、3階建て以下の場合は、木造化が可能となるよう仕様規定の改正を要望する。	愛媛県の公共施設等木材利用推進連絡会議において、延べ床面積が3,000㎡以下であるにもかかわらず、3階建て以上であるため、木造化が出来ない公共施設が10施設のうち5施設(他の条件によるものを除く)もあったことから、建築基準法における特殊建築物の仕様規定を緩和することにより、公共施設木造化が促進されれば、県産材を含む地域産材の需要拡大につながる。	愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	木材は、地球環境に負荷をかけず循環利用できる資源であり、また、柔らかくでぬくもりがあり、室内の温湿度を一定に保つ機能などの特性があるなど、人に優しい建築資材である。 愛媛県では、森林の持つ公益的機能を高めるには地域材の利用促進が重要であるとの認識から、公共施設等木材利用方針を策定し、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、地域材を使用した木造公共施設に対する助成を行うなど、公共施設について可能な限り木造化・木質化を推進してきた。 地域材の利用促進を通じて健全な森林を育成することは極めて重要であり、国の規制緩和・支援を得てさらなる公共施設木造化の推進を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1222	12221010	アーケード下の車両通行規制の緩和	商店街の上部に全開閉式のアーケードがありますが、この下を車両が通行できるようにします。	アーケードの下を車両が通行できるようにすることで、人手のない商店街の寂れた雰囲気を取り除き、さらには、人の往来を呼び起こし、昔の活気ある商店街を取り戻します。	商店街の空洞化が進んでおります。空き店舗が増えつつある中、車両の行き来がないことで、商店街の衰退がますます進行している感を受けております。いずれアーケードは老朽化してとりはられますが、最低あと10年以上かかります。それを待っていると、商店街そのものがなくなる可能性は高いと考えております。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。
1222	12221020	商店街における車両通行禁止区域の解除(歩行者天国制度の廃止)	商店街にかかっている車両通行禁止の規制を解除し、車両通行出来る様にします。	商店街内を車両が通行できるようにすることで、人手のない商店街の寂れた雰囲気を取り除き、さらには、人の往来を呼び起こし、昔の活気ある商店街を取り戻します。	現状では商店街に車両が乗り入れられないため、駐車場付きの店舗が進出できない状態になっています。空き店舗の駐車場化や、既存の店の駐車場を持たないデメリットの解消にもなります。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。
1222	12221030	現在の路面をそのまま活用した車両通行の許可	現在の路面は歩行者天国となっているため御影石を使って整備しています。この路面をそのまま活用して車両通行ができるようにします。	商店街内を車両が通行できるようにすることで、人手のない商店街の寂れた雰囲気を取り除き、さらには、人の往来を呼び起こし、昔の活気ある商店街を取り戻します。	左記の内容を実施し、商店街の活性化を図りたいと考えていますが、新たな費用をかけることなく商店街の再生を図りたいと考えています。また、歩行者も従来以上に行き来があると思うので、既存のものを有効活用したいと考えます。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1222	12221040	イベント時における道路使用・占用許可の緩和(上記提案が認められた場合)	イベント時における道路使用・占用許可の緩和	えびすざれ(2月上旬)、春まつり(5月上旬)、土曜夜市(7~8月毎週土曜日、夜)、商人まつり(10月上旬)、おんまく(8月上旬)といった、毎年開催される年5~6回イベントの実施に際して、数回分をまとめて協議できるようにしてください。	現在は歩行者天国ですが、車両が通行するようになると、原則として従来のイベントが出来なくなります。その場合の道路占用許可について、時期等を明確にした上で数回分をまとめて協議できるよう、許可手続きの緩和をお願いします。	愛媛県	今治市本町1丁目商店街(町内会)	本町商店街イベント交通特区制度	商店街の再生を図るため、アーケード下で歩行者天国となっている道路について、車両通行禁止を解除し、既存の路面等を有効活用して車両通行することを認めてください。また、年間数回開催される市の各種イベントについて、通行規制をかけて道路を自由に使用できるようにする協議を数回分まとめて行えるようにしてください。
1223	12231010	都市計画法の用途制限の緩和、農業用施設は農地の用途で建設可能とするか又は緩和措置を講ずる。	農業法人または営農組合が環境保全循環型農業システムを構築する為にバイオマス資源化施設の建設を行う場合は5トン未満を10トン未満とする規制緩和を行う。	農業が目指す方向は環境保全循環型農業です。地域から排出される生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)は廃棄物として処理されてきましたが、資源として捉える必要があります。政府はバイオマス日本という政策目標を掲げておりますが建築基準法・廃棄物処理法など、未だに古い考え方の法律で規制されております。新たな政策を実施するには新たな法律が古い法律の規制を受けない仕組みが必要です。農業者自らが責任を持って地域で必要とする有機物系肥料生産の為に生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)の再資源化施設の建設運営を行い、新たな社会的責任を担いながら消費者に信頼される環境保全循環型農業システムを実現しなければなりません。	農林業からも様々な廃棄物が出ておりますが、生ゴミを資源化する事業は農林業に一番適した役割であると考えます。農業系廃棄物と都市から出る分別された安全な生ゴミを混合し自らの耕作地に有機質系肥料として施用し地力回復と肥料などのコストダウンを図り、新しい社会的責任を担う自主自立する農業産業として再構築したいと考えます。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1227	12271010	BDFを利用する際の、ディーゼル車車検証の一部変更申請の免除	一般公道をディーゼル車がBDFを利用して走行する場合に必要とされる車検証「燃料欄(廃食用油燃料併用)」の変更を免除する。	環境にやさしい燃料であるバイオディーゼル燃料(BDF)の利用促進を図る為に、多くの人が気軽にBDFを使用できるように、燃料の変更による車検証の記載内容の変更手続を不要として、市が供給するBDFを多くの市民が気軽に利用できるようにする。	BDFの社会循環を実証するための取組であり、官公署や様々な事業者、一般個人まで多くのディーゼル車使用者にBDFを利用し、体験してもらう必要がある。しかし、市民からすれば未知の燃料であり、それがゆえに、とっつきにくい燃料でもある。その上さらに車検証の一部変更が使用の前提となれば、明らかに構想の導入口での障害となり、広く普及を促すどころか、試験的なモニターの確保にも障害となりえる。そのため、手続きの免除を求めるものである。	東京都	東京都稲城市	環境にやさしいBDF実証特区	環境にやさしい燃料であるバイオディーゼル燃料(BDF)の利用促進を図る為に、多くの人が気軽にBDFを使用できるように、燃料の変更による車検証の記載内容の変更手続を不要とする。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1229	12291010	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置の際における東京都知事との協議を行い、同意を得ることを要する旨を定める同条第3項の規定を、提案主体には適用しない。	現在は建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている提案主体の特定行政庁及び建築主事の建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締等の事務処理の権限の制限を撤廃するとともに、現在は東京都知事の権限とされている中間検査特定工程指定及び特例容積率適用区域内における特例容積率の限度の指定等の事務処理の権限を提案主体の権限とすることにより、無制限な建築基準法に基づく事務処理の権限と現在提案主体が特別区の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により東京都知事から権限委譲を受けている都市計画法、都市再開発法及び土地区画整理事業法等に基づく許認可権限とを合わせて有機的に行使用することにより、提案主体の各自が主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。	添付資料 : 特区提案理由のとおり	東京都	東京都千代田区	千代田区総合まちづくり推進特区	現在は建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締のほか、八王子市及び町田市など多摩地区8市には認められてる中間検査特定工程指定、特例容積率の限度の指定等の事務を全て提案主体において処理することにより、既に特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により建築物の延べ床面積に無関係に東京都知事から提案主体に委譲されている都市計画に関する許認可事務の処理と合わせて、主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。
1249	12491010	渡船事業における指定管理者制度の導入	現在、一般旅客定期航路事業(本市渡船事業)については、海上運送法により、管理業務については、許可を受けた事業者が行うこととされており、指定管理者制度を導入することができないが、これを行うことができるように規制緩和するもの。	一般旅客定期航路事業については、現在のところ運航に係る個々の業務について民間への業務委託を行っているところであるが、指定管理者制度を導入することで、管理部門を含む運航事業について、包括的に委託を行うことができるようにするもの。	指定管理者制度の活用により、市の運航管理者の業務、国への届出事務、使用料の収入調定事務などの減量化が図れる。受託者の事業に対するインセンティブを高め、将来的に利用料金の低下に反映するなど、利用者のサービス向上に繋がる可能性があることなど。	福岡県	福岡県北九州市	渡船事業における指定管理者制度の導入	厳しい経営環境にある本市の渡船事業の見直しを図るため、国の助言を受け、平成17年4月より、操船業務等個別の業務について民間への業務委託を行ない、一定の削減効果が得られたところである。しかし、本市が考えている、より削減効果のある委託を行うためには今後、指定管理者制度を活用し、包括的な委託とする必要があると考えている。
1251	12511020	合掌造り家屋の劇場への転用における内装制限の緩和	合掌造りを劇場に転用する場合、一定規模以下の建築物であれば内装制限に係る基準を適用しないことができる。 要件: 1、客席が1階のみであり、150㎡以下 2、居室(客席)の主たる出入口以外に直接外部に避難できる開口部があり、容易に避難・救助が可能な構造である 3、建物に不案内な観客であっても迷うことなく外部に避難できる簡明な構造である 4、十分な敷地の上に建ち、屋外に避難した観客を安全に誘導・待機させる場所が確保される	合掌造りをそのまま舞台芸術空間として活かし劇場に転用する。 これにより合掌造りの伝統文化を保存継承しながら劇場として活用すること可能となる。 また、利賀を訪れる国内外の舞台芸術家及び観客に、日本独特の伝統的な合掌造りと融合した質の高い舞台芸術を提供することができる。	利賀芸術公園には合掌造りを移築した施設があり、年間に数回程度、居室をそのまま活かした舞台芸術空間として、演劇の上演に活用している。 利賀芸術公園の合掌造りを活かした舞台芸術空間は国際的に評価が高く、当該施設も、劇場として本格的な利用が求められている。 しかしながら劇場に用途変更するには、内装を難燃材に改修する必要があり、そうした場合、合掌造りをそのまま保存・活用することができず、また合掌造りを活かした舞台芸術空間の芸術性の低下が避けられない。 このため、現在、劇場への用途変更を断念せざるを得ず、本格的な舞台芸術空間としての利用が困難である。 また、伝統的合掌造りは、一般的な劇場と違い、客席は直接屋外に面する開口部のある1階居室に設置することから、万一の場合であっても短時間で容易に避難可能な単純な構造であることは明白であり、そこに基準により一律に内装を制限することは適当ではない。	富山県	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	「演劇の利賀」として国際的に知られる利賀村で、これまでの実績を活かし、国際的な舞台芸術人材育成などの専門的な創造・教育事業や、「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組む。このため、舞台芸術特区TOGAとして、外国人舞台芸術家の入国手続きの迅速化や在留資格の特例、合掌造りの劇場の芸術性をより高めるための消防法の規制緩和、建築基準法の緩和などを求めるものであり、世界一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、富山から世界へ発信する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1251	12511030	合掌造り家屋の劇場への転用における排煙設備基準の緩和	合掌造りを劇場に転用する場合、排煙設備に係る基準を適用しないことができる。 (要件) 1、客席が1階のみであり、150㎡以下 2、客席避難口以外に客席から直接外部に避難できる開口部があるなど、容易に避難・救助が可能な構造である 3、建物に不案内な観客であっても容易に避難口に到達できる構造である 4、屋外に避難した観客を安全に誘導・待機させる場所が確保される。 5、居室に天井が無く、十分な蓄煙空間が確保されるとともに、茅葺屋根にトタン覆いがされていないこと	合掌造りをそのまま舞台芸術空間として活かし劇場に転用する。 これにより合掌造りの伝統文化を保存継承しながら劇場として活用すること可能となる。 また、利賀を訪れる国内外の舞台芸術家及び観客に、日本独特の伝統的な合掌造りと融合した質の高い舞台芸術を提供することができる。	利賀芸術公園には合掌造りを移築した施設があり、年間に数回程度、居室をそのまま活かした舞台芸術空間として、演劇の上演に活用している。 利賀芸術公園の合掌造りを活かした舞台芸術空間は国際的に評価が高く、当該施設も、劇場として本格的な利用が求められている。 しかしながら劇場に用途変更するには、排煙設備基準による排煙口の設置が必要であり、そうした場合、合掌造りをそのまま保存活用することができず、また合掌造りを活かした舞台芸術空間の芸術性の低下が避けられない。 このため、現在、劇場への用途変更を断念せざるを得ず、本格的に舞台芸術空間としての利用が困難である。 また、伝統的合掌造りは、一般的な劇場と違い、客席は直接屋外に面する開口部のある1階居室に設置することから、万一の場合であっても短時間で容易に避難可能な単純な構造であることは明白である。 加えて、合掌造りは、元来、居室内で火を焚き煙で茅葺屋根を燻すことが前提の建物であり、一定の排煙性能を有すると考えられることから、そこに基準により一律に排煙設備基準が適用されることは適当ではない。	富山県	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	「演劇の利賀」として国際的に知られる利賀村で、これまでの実績を活かし、国際的な舞台芸術人材育成などの専門的な創造・教育事業や、「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組む。このため、舞台芸術特区TOGAとして、外国人舞台芸術家の入国手続きの迅速化や在留資格の特例、合掌造りの劇場の芸術性をより高めるための消防法の規制緩和、建築基準法の緩和などを求めるものであり、世界一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、富山から世界へ発信する。
1256	12561010	公園緑地内での営業行為の制限解除特区	公園緑地で物品等を販売しない、という規制を緩和し、通常、営業行為で行っている商品販売を行えるようにする。	公園緑地で提供できる商品の制限を緩和することにより、より多様な商品の販売が可能になり、公園緑地での活用の幅を広げ、公園エリアの活性化を図ることができます。そこにヒトとモノの流れが活性化すれば、公園が一大消費ゾーンになり、自然と調和した新しい商店街ゾーンのモデルにもなります。	公園緑地地域で営業行為をする場合、公園緑地にふさわしい商品の提供を行うことになっているが、非常に狭い範囲の商品しか販売できないため、より多様な商品の販売許可を得ることにより、公園緑地での活用の幅を広げ、公園エリアの活性化を図るため提案いたします。	新潟県	新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	公園緑地内での営業行為の制限解除特区構想	公園緑地で提供できる商品の制限を緩和することにより、より多様な商品の販売が可能になり、公園緑地での活用の幅を広げ、公園エリアの活性化を図ることができます。そこにヒトとモノの流れが活性化すれば、公園が一大消費ゾーンになり、自然と調和した新しい商店街ゾーンのモデルにもなります。
1258	12581010	第3種旅行業者による特定地域の募集旅行の許可	現行では、第3種旅行業者は、募集旅行を企画することはできない。そこで、当該事業所のある市町村、及び境界を接する市町村の範囲内で企画する旅行については、第3種旅行業者にも認めることとする。	第3種旅行業者に当該事業所のある市町村及び境界を隣接する市町村内を周遊まやは訪問する旅行について企画・募集することを認める。	個人向けの旅行サービス、特に地域に密着した観光サービスの提供は現行全くされていない。手軽に、リーズナブルに参加できるいわゆるオプションツアーサービスを提供するためには、通常の国内旅行の企画・募集ができる第2種旅行業の免許が必要となる。しかし、免許を取得するためには1000万円以上の担保などが必要となり、地域に密着したサービスを提供しようとする事業者には大きな負担となる。そこで、地域を限定し、旅行を企画募集することを認めることにより、新たな観光サービスを企画募集する事業者が生まれて来るものと期待する。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	個人向けオプションツアー提供プロジェクト	団体旅行から個人、グループ旅行へと、旅行形態が変化してきているにも関わらず、それらの個人旅行者向けの観光サービスは皆無に等しい。観光タクシーなどはグループには適しているものの、個人では負担が大きい。個人が自由に予約し、参加できる、地域の周遊観光サービスを募集できるよう、第3種旅行業者の事業範囲を一部広げる。個人向けのサービスが拡充し、地域経済の活性化につながる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1263	12631010	乗合タクシーの運賃・料金収受方法	利用者各人の負担軽減のためメーター料金を利用距離により分割して収受する。	トリップメーターで利用距離を計り、メーター料金から [※] 単価を算出して利用客毎に分割収受又は均等割する。別様2参照	住民の半数を占める高齢者や障害者等移動制約者の通院や買い物に要する費用の軽減。	高知県	高知県ハイヤー協会	大豊町乗合タクシー特区構想	大豊町は香川県の約半分の広大な面積に5,950人が住んでおり、その約半分が65歳以上の高齢者である。山間部に散在する85の集落の人々の公共交通手段は2週に一度運行される町民バス等によるほかないのが現状である。隆起した峻嶺に囲まれ、地理的条件は複雑で平坦地はほとんどなく安全を最重視した運行が求められる。このような自然社会環境のなか、高齢者、障害者等移動制約者の病院への通院、買物等の交通手段として利用者が必要なとき、ドア・ツー・ドアの乗合で目的地への送迎ができ、料金も高齢者等の負担を軽減する為に、利用者がメーター料金を乗車距離により分割し個別に支払うことが出来る新しい乗合タクシーが必要と考える。
1263	12631020	乗合タクシーの運行時間帯、区間・区域等の設定	大豊町を基点とする特定エリア内(高知市、南国市、土佐山田町、本山町)における乗り合タクシーについては特例として運行区域、運行時間帯の設定をしない事業を許可する。	運行前日までに受付、調整の上、タクシー会社が配車する。	山間部に散在する85の集落の高齢者、障害者等の通院、買物等の時間、目的地が一定ではないため。	高知県	高知県ハイヤー協会	大豊町乗合タクシー特区構想	大豊町は香川県の約半分の広大な面積に5,950人が住んでおり、その約半分が65歳以上の高齢者である。山間部に散在する85の集落の人々の公共交通手段は2週に一度運行される町民バス等によるほかないのが現状である。隆起した峻嶺に囲まれ、地理的条件は複雑で平坦地はほとんどなく安全を最重視した運行が求められる。このような自然社会環境のなか、高齢者、障害者等移動制約者の病院への通院、買物等の交通手段として利用者が必要なとき、ドア・ツー・ドアの乗合で目的地への送迎ができ、料金も高齢者等の負担を軽減する為に、利用者がメーター料金を乗車距離により分割し個別に支払うことが出来る新しい乗合タクシーが必要と考える。
1271	12711010	高齢者向け優良賃貸住宅の入居者資格の緩和	「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」第5条第2項口に規定する同居する者が60歳以上の親族を60歳以上を撤廃し、親族のみにする。	入居者資格を緩和することにより、高齢者用に充実した施設の利用が促進され、市民サービスにより一層貢献できる。	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進を図っているところであるが、現状として入居率が伸び悩んでいる。入居希望者の中には、家族が60歳以上ではないが、一緒に住みたいと言う相談も何件もあり、今後こうしたケースも増えてくると思われるので、親族の60歳以上の規定は撤廃して入居者の要件を緩和していただきたい。	愛媛県	愛媛県松山市	高優良入居促進特区	高齢者向け優良賃貸住宅の更なる利用促進を図るため、国土交通省令に規定する要件の内、同居する者が60歳以上の親族を60歳以上を撤廃し、親族のみとする事で、入居基準が緩和され、市民サービスの向上につながる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1278	12781010	結いタク 子ども送迎特区	<p>遠野市は約660km²という広大な面積を有し、各集落を結ぶ道路網が山々に隔てられている。また、現在の公共交通機関は市街地を起点にした運行経路となっている。</p> <p>しかしながら各スポーツ及び文化施設は、市内各地域に点在しており、各集落からこれら施設へのアクセスは、公共交通機関のみでは賅えるものではなく、加えて貸切バスでの対応は、当地域においては、費用負担の面において非現実的なことである。</p> <p>このことから、現在行われている地域のボランティア及びNPO法人による「福祉有償運送(移動制約者のみ利用可)」を、スポーツ・文化等の活動を行う児童・生徒をも対象とした、利用可能対象範囲を拡大する。</p> <p>児童・生徒の運送を、道路運送法80条で定める、「公共の福祉を確保するためやむをえない場合」とする範囲に加えること。</p>	<p>地域ボランティアをNPO法人として組織化し、会員の所有する車両を有償運送車両として登録する。移動制約者のみならず、児童・生徒のスポーツ・文化等の活動に対し、登録車両による運送サービスの提供を行い、活動の活発化を図る。</p>	<p>遠野市は約660km²という広大な面積を有し、各集落を結ぶ道路網が山々に隔てられている。また、現在の公共交通機関は市街地を起点にした運行経路となっている。</p> <p>しかしながら各スポーツ及び文化施設は、市内各地域に点在しており、各集落からこれら施設へのアクセスは、公共交通機関のみでは賅えるものではなく、加えて貸切バスでの対応は、当地域においては、費用負担の面において非現実的なことである。</p>	岩手県	岩手県遠野市	結いタク 子ども送迎特区	<p>人口の減少と少子高齢化の進行により、将来的に地方の活力が減少していくことが予想されている。</p> <p>遠野市では、21世紀を担っていく子供たちの学習機会を確保するため、児童生徒を対象とした、安心安全な運送システムの構築による文化・芸術・スポーツ等の多様な活動への参加を支援する。</p> <p>多様な活動への参加支援</p> <p>児童・生徒の多様な活動への参加を支援するため、地域ボランティアの組織化を図り、安心安全な運送システムの構築を行う。</p>
1285	12851010	子育て支援を目的としたNPO等による有償運送の許可要件の緩和	<p>NPO等が子育て支援を目的として、団体もしくは個人が所有する自家用車(セダン型等)を使用し、有償で子どもの送迎を行う場合において、過疎地有償運送と同等の基準を満たしていれば、道路運送法第80条第1項の許可を行う。</p>	<p>NPO等が子育て支援を目的として、団体もしくは個人が所有する自家用車(セダン型等)を使用し、有償で子どもの送迎を行う場合において、過疎地有償運送と同等の基準を満たしていれば、道路運送法第80条第1項の許可を与える特例を設ける。</p>	<p>NPO等によるボランティア輸送としての有償運送では、福祉有償輸送と過疎地有償運送が実施可能となっているが、過疎地域以外における子育て支援を目的とした子どもの輸送は対象となっていない。公共交通機関を利用する送迎では随時の対応が不可能であり、タクシーでは料金が高額となるため、NPO等は狭いエリア内で歩行での送迎しか実施できず、子育てと仕事の両立および子育てにかかる経済的負担の軽減を望む保護者のニーズに応えられないのが現状である。</p>	福井県	福井県	福井県元気な子ども・子育て応援構想	<p>本県は、女性の就業率や正規職員の割合、労働時間が全国トップクラスであり、女性の進出が進んでいる地域であるが、近年、三世代同居世帯比率の減少や都市化の進行等により、保護者の子育てへの負担感が高まってきている。</p> <p>こうした状況の中、子育て支援を行うNPO法人等が地域の新たな担い手として子育て支援に大いに活躍できる環境の整備が必要となっている。しかし、NPO等によるボランティア有償運送は、過疎地域以外における子育て支援を目的とした輸送については認められていない。</p> <p>このため、NPO等によるボランティア有償運送を子育て支援サービスにも拡大することにより、保護者の子育て負担軽減を図り、仕事と子育ての両立を支援する。</p>
1286	12861010	自家用自動車の有償運送の許可要件の緩和	<p>公共交通機関が整備されていない地域において、エコツアーの参加者の移動サービスを充実し、併せて地域の住民の移動手段を確保するため、観光協会、商工会、環境NPOなどの地元団体による自家用自動車での有償運送(フリー乗降)の実施ができるよう、許可要件の特例を設ける。</p>	<p>三方五湖周辺地域は、路線バス等の公共交通機関が整備されていないため、地域住民のみならず、観光客にとっても交通不便な状況にある。このため、エコツアー参加を目的とした観光客に限定した輸送と、公共交通機関が整備されていない地域の住民の移動手段を確保するため、観光協会、商工会、環境NPOなどの地元団体による自家用自動車での有償搬送を可能とし、三方五湖周辺の観光振興と交通不便地域住民の利便性の向上を図る。</p>	<p>高齢者、身体障害者等移動制約者に対するボランティア輸送と交通機関空白の過疎地における住民輸送の確保を目的として、社会福祉法人や社会福祉関係のNPOが実施する自家用自動車での有償運送については、現在特区認定により特例が認められているが、上記目的と併せて、地域振興のため、特定の観光客の移動手段の確保する場合にも特例を認めてもらいたい。また、有償運送ができる者が社会福祉関係の団体に限定されていることから、有償運送ができる団体を追加してもらいたい。</p>	福井県	福井県	三方五湖ラムサールプロジェクト構想	<p>美浜、若狭町両町にまたがる三方五湖は優れた自然環境を有し、また国の名勝にも指定されており、若狭湾国定公園の代表的な景勝地である。三方五湖周辺地域は、この優れた自然環境を観光資源として、観光産業が盛んであるが、近年、観光・宿泊客が減少し、周辺地域を取り巻く状況は厳しいものとなっている。</p> <p>このような状況の中、三方五湖は平成17年11月にラムサール条約湿地の登録の可能性が高くなり、登録されることになれば、三方五湖に新たな付加価値が加わることとなる。このため、ラムサール条約湿地登録を機に、三方五湖の優れた自然を保全するとともに周辺地域の観光振興を図る。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1287	12871010	タクシー営業所の設置要件緩和	タクシー営業所の設置要件を1台以上とする。	タクシーの営業所を設置するためには、5台以上の車両を配備する必要がある。しかし、都市周辺地域や山間部では、利用頻度も低く、5台を配備しても採算性に問題が出る。そこで、要件を緩和し、1台以上とすることにより、周辺部での営業所設置が可能となり、利用者の利便性が高まり、住民の足も確保できる。	都市周辺部、山間部の高齢者は、交通手段が無く孤立する傾向にある。この状況を解決するために、NPOなどの設置も進められているが、より多くの地域で、より多くの住民にサービスを提供するためには、民間事業者を活用することが一番である。タクシー運転手の中には、周辺部に暮らす方も多く、通勤にかかる燃料費等の節減も可能となる。個人タクシーの開業には高いハードルがあるため、タクシー事業者の営業所を拡大することにより、地域の足の確保を図るべきである。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	辺地でのタクシー営業プロジェクト	タクシーの営業所を設置するためには、5台以上の車両が要件となる。市町村合併により山間部などの住民の足の確保が大きな課題となっている。都市周辺部に暮らしているタクシードライバーも多く、営業所の設置条件が緩和されることにより、通勤による無駄な燃料の消費もなくなり、かつ地域の足を容易に確保することができるようになる。
1288	12881010	スキー場リフトの運行制限の緩和	高さ制限の緩和を図るとともに、安全バー、速度制限などの要件を満たすリフトに関しては、グリーンシーズン(春から秋)にかけての運行を認める。	現行でグリーンシーズンリフトを運行しようとする、リフトの高さを下げる必要がある。このためには、鉄塔の改修など多大な費用がかかり、通年運行のさまたげとなっている。安全バーのついていない搬器でかつ、一定スピード以下での運行を認めることにより、リフトを通年運行できる路線は多い。	スキー人口の減少などにより、スキー場の経営環境は厳しくなっている。特に、通年営業ができない経営主体も多く、経営の安定性を欠いている。グリーンシーズンのリフト運航制限を緩和することにより、一定の投資にて通年運行が可能となると、スキー場の経営が安定するだけでなく、地域における通年雇用が安定的に確保できるようになる。また、スキー場への観光客を呼び込むことが可能となり、周辺地域の宿泊施設、飲食店などへの波及効果も大きく、地域経済を再生する要因となる。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	スキー場リフト、グリーンシーズン利用促進プロジェクト	グリーンシーズン(春から秋)には、スキー場のリフトの運行が制限されている。安全設備を設けること等により、リフト運行の制限を緩和し、リフト及びスキー場のグリーンシーズンの活用を図る。この措置により、経営が厳しくなっているスキー場の収益改善が図れ、年間運営が可能となる。
1290	12901010	釣り客以外の観光客を漁船に乗せて輸送する場合に、「不定期航路事業の届出」または「旅客不定期航路事業の許可」の不要化	遊漁船業適正化に関する法律第3条第1項により、遊漁船業の都道府県知事の登録を受けたものは、海上輸送法第20条第2項による「不定期航路事業の届出」または同法第21条第1項による「旅客不定期航路事業の許可」を国土交通大臣に行うことを不要とする。	観光客を漁船で輸送するための手続きを簡素化し、漁業者がブルー・ツーリズムを中心とした漁業(海業)への取組みを推進し、海を中心とした観光客の増大を図る。	釣り客を船舶に乗せて漁場へ案内する場合に必要な福井県知事への「遊漁船業の登録」は行っているが、釣り客に混じって一般の観光客を輸送する場合は、さらに、「不定期航路事業の届出」または「旅客不定期航路事業の許可」を国土交通大臣に対して行う必要がある。届出・許可のための事務手続きが煩雑で、ブルー・ツーリズムへの取組みを推進する際の支障となっている。本来、「遊漁船業の適正化に関する法律」は、乗客の安全確保のため船舶の航行規制等の遵守を求めるものであるため、「遊漁船業の登録」を受けていれば、海上輸送法の目的である海上輸送の秩序維持を損なう恐れはないと考えられる。	福井県	福井県	がんばる海業応援特区	福井県では、地域独自の新しい海の楽しみ方を提供する、いわゆるブルー・ツーリズムを中心とした漁業(海業)を積極的に推進しているが、漁船が観光客を海水浴等の穴場となるような交通の便の悪い半島等へ案内する場合、「不定期航路事業の届出」を行うか、または「旅客不定期航路事業の許可」を得る必要があり、海業を積極的に展開する際の支障となっている。このため、構造改革特区内において、釣り客を漁場へ案内する際に必要な「遊漁船業の登録」をしていれば、「不定期航路事業の届出」または「旅客不定期航路事業の許可」を不要とする特例を設けることにより、「海業」の一層の推進を図り、海を中心とした観光客の増大を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1292	12921010	新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」後の建築条件付き宅地分譲の容認	新住宅市街地開発法において、民間住宅分譲事業者がエンドユーザーに販売する手法として、建築条件付き宅地分譲も可能とする。	民間卸しについて、自分の好みに合う住宅を取得したいという住宅需要者の多様なニーズに対応できるよう、建売住宅に加えて、建築条件付き宅地分譲も行うことにより、民間のノウハウを活用して阪南スカイタウンでの良質なまちづくりの推進を着実に達成する。	第6次特区提案において、本提案と同内容の提案をしたところ、「民間卸し制度において、購入者の多様なニーズに対応した住宅の建築が可能となるよう、民間事業者による住宅の建築時期について技術的助言を行う。(B-2)」との回答があり、本年3月31日付け国土交通省土地・水資源局長通知により、「新住宅市街地開発法の運用」について一部緩和されたところである。しかしながら、その内容は、住宅の建築確認を受けた土地について分譲を認めるというものであり、民間事業者からみれば大幅なリスク軽減にはなっていない状況である。また、(大阪府などの)施行者が宅地を販売する時に民間事業者と連携して建築条件付き宅地分譲をすることは可能であると示されているが、大阪府では既に実施しており一定の成果はあるものの、民間事業者からは、施行者の意向との調整などが必要で創意と工夫を發揮しづらく、販売しにくいとの意見がある。本府では、現時点でも状況はかわらず、年間10%を超える地価下落が続いている阪南市域で、現在の民間住宅分譲事業者の姿勢は土地保有等のリスクをできるだけ避ける姿勢が強く、民間卸売事業を受けるにあたっては、注文建築などの住宅需要者のニーズに答えるため、「売り建て方式で販売したい。[民間卸後の建築条件付き宅地分譲を可能]」との要望があるものの、その手法を活用できない状況である。また、現在、民間住宅分譲事業者の協力を得て、住宅・宅地を分譲中ではあるが、大阪府が実施している宅地分譲だけでは、住宅需要者のニーズに充分応えられない状況であるとともに、宅地需要が顕在化しにくい現状において、行政のみで、住宅に困窮している国民の具体的な需要を喚起し宅地の販売等を行っていくことは、人材及びノウハウの面で限界がある。そのため、良好な居住環境を形成できる民間住宅分譲事業者に対し宅地を譲渡し、民間ノウハウを活用して販売していくことが早期にまちづくりを進める上でも、必要不可欠である。以上のことから、民間住宅分譲事業者がエンドユーザーに販売する手法として、建築条件付き宅地分譲も可能とすることを提案する。	大阪府	大阪府	阪南スカイタウンまちづくり推進特区	阪南スカイタウンは、地価下落をはじめ厳しい社会情勢の影響を受け、当初計画どおり分譲が進まず、事業計画が長期化し、街の早期熟成に向けた取り組みが急務となっている。そのため、住宅需要者の多様なニーズに対応し、民間ノウハウを活用し街の早期熟成を図るため、民間住宅建設事業者へ宅地を譲渡する、いわゆる民間卸しに係る次の規制緩和を実現し、阪南スカイタウンでの良質なまちづくりの推進を着実に達成する。 ・新住宅市街地開発法において、民間住宅分譲事業者がエンドユーザーに販売する方法として、建築条件付き宅地分譲も可能とする。
1299	12991010	地元認定ガイドの催行義務化	ガイド認定制度を設けている市町村では、10人以上の団体旅行、観光に際して地元ガイド認定資格者を必ず催行させるよう義務化する。	市町村で地元ガイド認定制度を確立させ、一定レベル以上のサービスと人員の確保が可能となった場合には、登録することにより、10人以上の団体旅行、観光には、必ず地元認定ガイドを催行することを義務づける。	地域の雇用を確保するためには、観光に従事するサービス業の育成、拡充は不可欠である。観光ガイドを育成し、一定レベル以上のサービスを提供するためには、旅行を企画募集する事業者の協力が不可欠である。そこで、市町村が登録申請することにより、地元認定ガイドを企画する旅行に必ず催行するよう義務づけることが重要となる。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	地域ガイドの催行義務化プロジェクト	各地でボランティアガイドなどが増えている。しかし、あくまでもボランティアであり、生業としては成り立ちづらい状況にある。地元の市町村でガイドの認定制度を設けている市町村で観光を行う場合には、必ず地元の認定ガイドを雇い入れることを条件とできるようにする。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1311	13111010	市街化調整区域における開発面積の許可基準の緩和	市街化調整区域における開発面積を1ha以上から許可できるようにする。	市街化調整区域内での開発面積を1ha以上から許可できるようにすることによって、多くの企業誘致を可能とする。	開発面積を小さくすることで、大企業だけでなく、中小の企業を誘致し、遊休地の効率的な運用を図り、税収の増加を見込むと同時に、市民の雇用機会を増やし生活安定を図る。	茨城県	茨城県守谷市	守谷市市街化調整区域開発プロジェクト	市街化調整区域においては都市計画法第34条10号イ並びに同法施行令第31条の規定により開発面積が5ha未満(産業振興等)については許可できないこととなっておりますが、守谷市では限られた箇所であればこの条件を満たす場所がありません。当市としては、財政難を解消するため5ha未満の開発についても許可し広く企業誘致をして税収増加を図るほか、雇用を増大させる。
1315	13151020	国境の離島における短国際航海(与那国・花蓮間60海里)の貨客船あるいは貨物船の航行許可に関する要件緩和もしくは地域の実情をふまえた規制適用等	<p>与那国・花蓮間60海里の直接航行の復活にあたって、近海区域(短国際航海)航行許可に関する要件緩和等の特例もしくは地域の実情をふまえた最適な規制適用など、与那国・花蓮間直接航事業の実現に資する支援的措置あるいは対処を要望する。</p> <p>主要課題: ・汽船「フェリーよなくに」(国際総トン数1,482トン)による当該区域の航行 ・与那国・花蓮間の地域間交流のための船舶の直接航行・相互往來の促進</p> <p>過去、地理的にも歴史的にも密接な関係の中で台湾との自由往來を行い、国境を越えた一体的な生活・経済圏を経験してきた与那国では、今般、台湾との直接交流を通じた地域の再生・活性化を求める島民の要望がさらに高まっている。</p> <p>来年2006年に姉妹都市締結25年を迎える花蓮市との貨客船あるいは貨物船の直接航行の復活は、かかる交流事業の基軸となるものであり、同時に、島の産業・観光の振興、生活条件の向上等に資するものである。国境離島の自立的発展の条件整備として、また、国境地域間の友好親善、国際観光立国への貢献等の意義に鑑み、上記特例事項についての適切な措置を切望したい。</p>	<p>与那国町では、昭和57年10月に花蓮市との姉妹都市協定を締結し、来年は締結25年の節目を迎える。この間、友好親善交流訪問団の相互訪問をはじめとする各種事業を鋭意実施してきたが、平成2年5月の一回限りの臨時直接航行を除き、「那覇経由で花蓮市へ」という移動効率の悪い交流を余儀なくされており、交流事業等の目的や効果を十分発揮することができない状況に陥っている。(台湾まで最短110kmの距離が那覇を経由することで約1,100kmの移動距離となっている)</p> <p>姉妹都市締結25年を新たな契機に与那国・花蓮間の直接航行復活を図り、国境交流を通じたさまざまな地域の再生・活性化事業を島ぐるみで推進する。その際、汽船「フェリーよなくに」の貨客船あるいは貨物船としての航行は、現状においては、地域主体の国境交流事業の中核をなすものであり、島民の生活必需物資の直接調達(物価高の低減等)、団体観光客・修学旅行生などの相互乗り入れやホームステイ事業(人的交流・人材育成)、防災・医療・産業・環境・文化など多様なテーマでの交流(人材ネットワークの形成と新たな地域間協力)をめざした新たな取組みを進めていく。</p> <p>検討中の具体的事業: 「トライアル2006(仮称)」(与那国・花蓮間の直接航行)、姉妹都市締結25年記念事業、(株)与那国町物産公社事業、花蓮市からの団体観光客等の誘致等。その他:資源廃棄物運搬等島嶼地域リサイクル推進事業(構想)</p> <p>付記: 平成17年度「全国都市再生モデル調査」の公募(内閣官房都市再生本部)において、与那国町「姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新しいまちづくり」(どうなんちま交流・再生プログラム)が採択された。(6月24日)</p>	<p>与那国島は台湾に最も接近し、最短距離で110km、姉妹都市花蓮市・花蓮港までは約60海里である。SOLAS条約(海上人命安全条約)が最も近い陸地から20海里以内を航行する船舶について関連規定の適用免除を認めていること等から、船舶安全法に基づく航行区域は、各海岸から20海里以内・計40海里までの水域を「沿海区域」に定めている。その結果、約60海里の与那国・花蓮間は「沿海区域」の外の「近海区域」となり、同区域を航行する船舶については、SOLAS条約および船舶安全法等の関係法令が定める構造・設備等の要件を充足することが義務づけられ、これに基づいて所管当局からの航行許可が下されている。</p> <p>与那国町においては、平成2年5月、「花蓮市・与那国町友好親善文化交流団」一行96名が汽船「フェリーよなくに」をチャーターし、久部良漁港を出発して花蓮港への直接航行を実施した経緯がある。当時の沖縄総合事務局八重山海運事務所から航行許可および関連証書の交付等を受けて往復航行を実施したが、その際は与那国から花蓮に至る「短国際航海」として近海区域の航行が許可されている。</p> <p>その後、与那国町長より「与那国・花蓮間の船舶運航許可のお願い」(平成4年)等を要望するものの、「フェリーよなくに」の構造設備(救命及び消防設備)がSOLAS条約および船舶安全法等関係法令が定める要件を充足していないことから貨客船としての航行区域変更は不許可となり、現在に至っている。</p> <p>歴史的・地理的な深い繋がりの中、かつて台湾との間で日常的に自由往來を実践していた与那国においては、なぜ見える距離にある台湾に直接行けないのかという島民の強い思いがあり、一方、恒常的な人口減少や地域活力衰退等の中、台湾との直接交流に新しい自立の活路を見出そうとしているのが今日の与那国島の姿である。こうした状況の中、与那国・花蓮間の直接航行の復活を図るにあたって、「フェリーよなくに」の花蓮港への短国際航海を実現できるかが地域にとって重大な課題となっている。</p> <p>特に来年2006年には花蓮市との姉妹都市締結25年を迎えることから、直接航行を前提とする記念事業も予定しており、その際、国際条約が定める海事安全要件を確保しながら、「60海里」の短国際航海の航行許可に関して可能な要件緩和、地域の実情等をふまえた規制の適用、運航条件設定を含む総合的見地からの安全性確保など、汽船「フェリーよなくに」による当該事業の実現に資する最適な措置あるいは対処を切望する。また、新造船の実現も地域の重要課題となっており、花蓮市との直接交流など国境の島・与那国の立地特性を發揮した今後の海運事業の展開・発展に有効な方策や制度等についてご支援・ご教示を賜りたい。</p>	沖縄県	沖縄県与那国町、合資会社福山海運	与那国「国境交流特区」構想	日本最西端の国境の離島・与那国島では、様々な離島苦・孤島苦とともに恒常的な人口減が続き、現在の定住者は1,718名。最盛期の7分の1まで減少した。本「国境交流特区」構想は、姉妹都市花蓮市との地域間交流を軸に、人口流出に歯止めをかけるための島の活性化、国境の国土を守る島民の生活・定住条件等の向上、次代を担う国際的人材の育成、国境離島における安心・安全と豊かな暮らしの実現、国境地域間の友好親善等を目指し、以下の特例事項等を要望するものである。・国境離島型開港(開港要件の緩和等)、・花蓮港との直接航行(短国際航海/60海里航行許可の緩和等)、・査証免除(台湾地区外国人旅行者の来島時の査証免除)